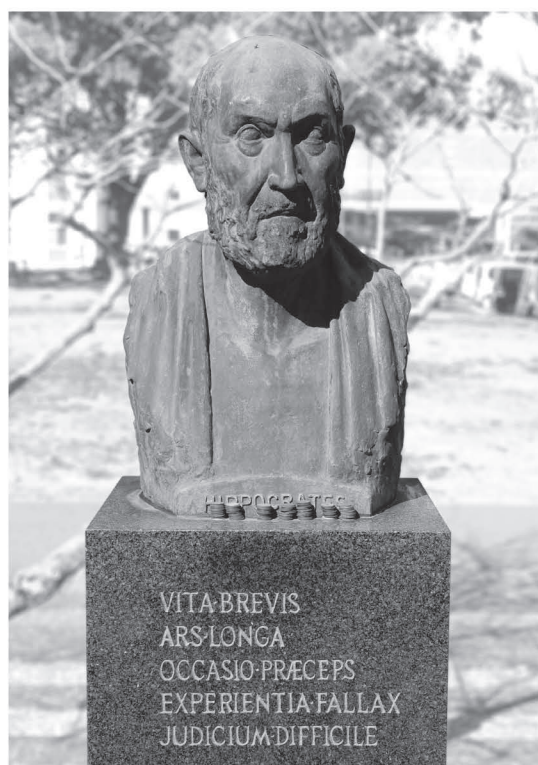


医 学 部



VITA・BREVIS

ARS・LONGA

OCCASIO・PRÆCEPS

EXPERIENTIA・FALLAX

JUDICIUM・DIFFICILE

人生は短く

学術の道は長し

機会はまたたく間に過ぎ去り

経験は頼り難し

故に判断はむずかしきものなり

ヒポクラテス著「箴言葉」より

1. 医学部の案内

1. 医学部の使命

宮崎大学医学部は、「地域における医学・医療の中心的な役割を果たすと同時に、進歩した医学・看護学を修得せしめ、人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師、医学研究者、看護職者及び看護学研究者を育成し、国内外の医学及び看護学の水準向上と社会福祉に貢献すること」を使命としています。

2. 医学部の教育理念・目標

教育・研究・診療を通して、地域社会や人類全体の健康と福祉の増進に寄与し、高潔かつ温かな人間性を有し、最新の幅広い知識と確かな技術を持ち常に向上のための努力を惜しまず、地域の問題を理解すると共に豊かな国際性を有する医師、看護師、研究者、教育者を育成します。

3. 医学部ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

宮崎大学医学部では、以下の素養を身に付けるとともに、所定の期間在籍し、基準となる単位を修得した学生に、卒業を認定し、学位(学士号)を授与します。

- 1.社会に貢献できる医療人として、豊かな人間性を持ち、謙虚な心で、人命尊重、的確な判断力、実行力を備え、義務と権利を適正に行使できる。
- 2.自ら学修計画を立て、主体的に学び、自己研鑽し、最新の医学および看護学の知識を生涯にわたって学修することができる。
- 3.教育によって身に付けた医学および看護学の知識や新たな知見を複眼的、論理的に分析するとともに、課題を認識し医療の進歩に貢献できる。
- 4.相手の伝えたいことを的確に理解し、自己を表現でき、他職種と連携してチーム医療を実践できる。
- 5.医学および看護学を学ぶ機会が得られたことへの感謝の心とプロフェッショナルとしての自覚を持ち、教育で得た知識、技能によって地域医療に貢献できるとともに、グローバルにも活躍できる。

4. 沿革

宮崎大学医学部は、医師の地域的偏在の是正と地域医療水準の向上等を目的とし、国が進めてきた無医大県解消計画に基づき、医学に関する教育研究の向上発展に資するとともに、宮崎県における地域医療の中核的機関としての使命を果たすため、昭和49年6月7日に宮崎医科大学として設置され、医科大学として29年余りの歴史を経て、平成15年10月1日に宮崎大学と統合し、新制「宮崎大学医学部」として発足しました。

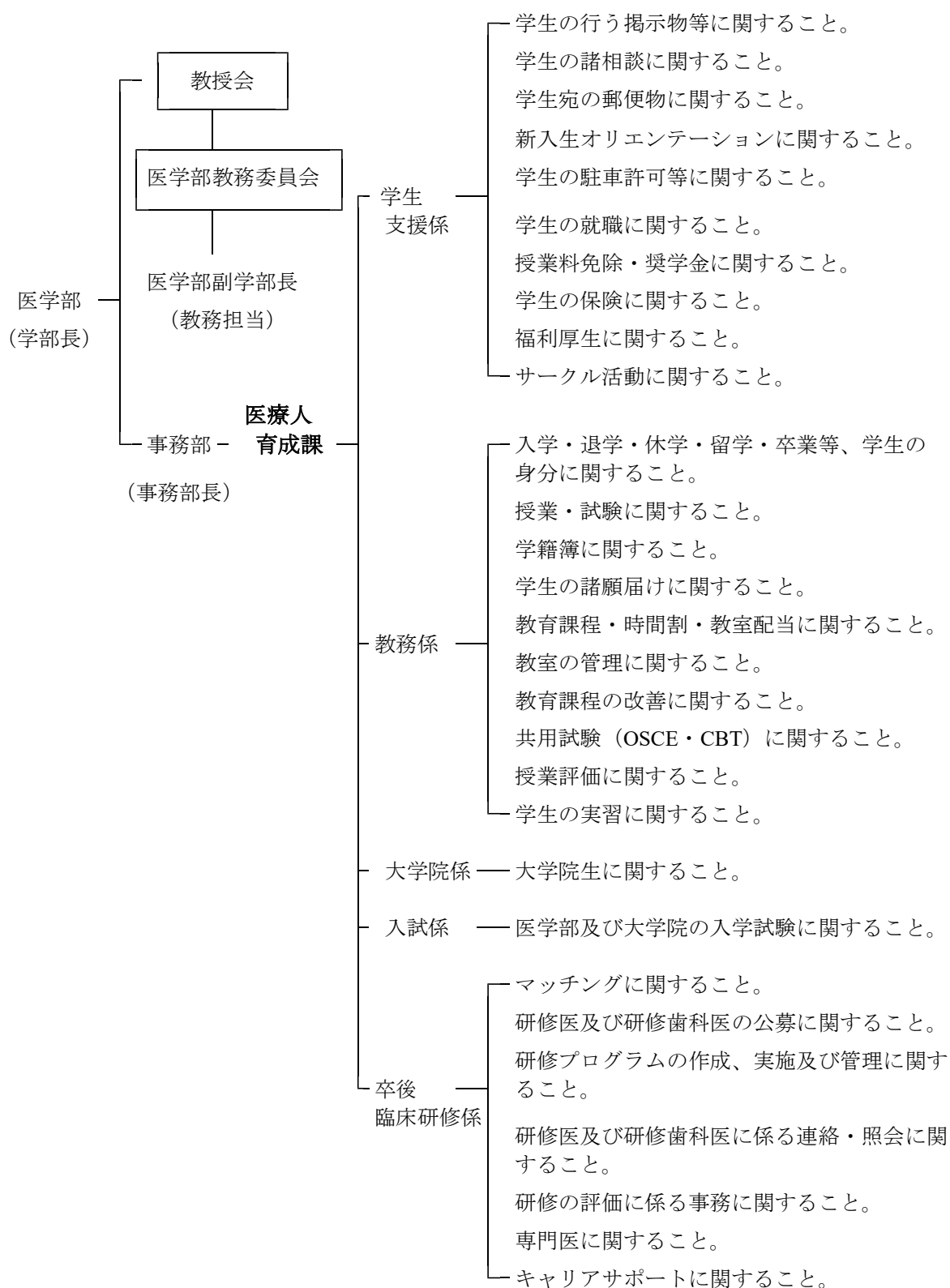
本学部の沿革は、次のとおりです。

昭和48年10月1日	宮崎大学に「国立医科大学（宮崎県）創設準備室」設置
昭和49年6月7日	宮崎医科大学が開学し、8講座（解剖学第一、生理学第一、生化学第一、病理学第一、微生物学、内科学第一、外科学第一、整形外科学）及び8学科目（心理学、社会学、数学、物理学、化学、生物学、英語、独語）開設
6月14日	仮校舎が県立総合運動公園内に、暫定研究室が県立宮崎病院内に設置
昭和50年3月27日	講義実習棟（6,516㎡）竣工
4月1日	7講座（解剖学第二、生理学第二、薬理学、病理学第二、内科学第二、小児科学、産婦人科学）開設
4月1日	「医学部附属病院創設準備室」設置
4月8日	仮校舎から現在地（宮崎郡清武町大字木原5200番地）に移転
10月14日	解剖体慰霊碑建立
昭和51年3月15日	体育館（1,148㎡）竣工
3月25日	福利施設棟（1,892㎡）竣工
5月10日	7講座（衛生学、公衆衛生学、寄生虫学、法医学、外科学第二、眼科学、放射線医学）開設
昭和52年3月28日	動物・RI実験施設棟（1,503㎡）竣工
4月18日	6講座（内科学第三、精神医学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、麻酔学）開設
4月18日	医学部附属病院設置、16診療科開設
10月5日	医学部附属病院（37,780㎡）竣工
10月31日	医学部附属病院の診療開始
昭和53年4月1日	2講座（生化学第二、脳神経外科学）開設
10月13日	附属図書館竣工
昭和54年3月20日	プール（50m、8コース）竣工
昭和55年3月10日	弓道場（6人立）竣工
4月1日	宮崎医科大学大学院医学研究科（博士課程）設置
6月30日	ヒポクラテス胸像建立
昭和56年3月20日	武道場（320㎡）竣工
昭和60年4月1日	歯科口腔外科学講座開設
昭和61年4月22日	保健管理センター設置
平成4年4月10日	臨床検査医学講座開設
平成8年4月1日	救急医学講座開設
平成13年4月1日	宮崎医科大学医学部看護学科設置
4月1日	3大講座（基礎看護学、臨床看護学、地域看護学）開設
平成15年4月1日	宮崎医科大学大学院医学研究科医科学専攻（修士課程）設置
4月1日	フロンティア科学実験総合センター設置
4月1日	生化学第一、生化学第二の講座が生化学講座に、微生物学、寄生虫学の講座が感染症学講座に、衛生学、公衆衛生学講座が衛生・公衆衛生学講座に改組
平成15年10月1日	宮崎大学と統合し、新制「宮崎大学医学部」として発足
平成16年3月31日	総合教育研究棟（8,493㎡）竣工
平成16年4月1日	医学教育改革推進室設置 （平成17年4月1日に医学教育改革推進センターへ名称変更）
平成17年4月1日	宮崎大学大学院医学研究科看護学専攻（修士課程）設置

4月1日	基礎教育科目及び基礎系医学講座を10学科目11講座6分野から5講座23分野へ、看護学科を3講座から4講座に再編
平成18年4月1日	臨床系医学講座19講座を6講座19分野として、基礎系医学講座5講座23分野と併せて医学科11講座42分野に再編
平成19年6月20日	がん診療部設置
9月28日	新中央診療棟（5,700m ² ）竣工
11月28日	開院30周年記念式典挙行
平成20年4月1日	大学院医学研究科博士課程再編、4専攻（細胞・器官系専攻、生体制御系専攻、生体防衛機構系専攻、環境生態系専攻）を1専攻（医学専攻）に再編
平成21年4月1日	「緊急医師確保対策に基づく医師の養成の推進」に基づき、医学科入学定員を5名増加（入学定員105名） 医学教育改革推進センター地域医療連携室設置 臨床技術トレーニングセンター設置
平成22年2月8日	外来診療棟（8,650m ² ）竣工
平成22年4月1日	地域の医師確保等の観点から、医学科入学定員を5名増加（入学定員110名） 地域医療学講座配置（医学教育改革推進センター地域医療連携室廃止） 大学院医学系研究科を改組し、大学院医学獣医学総合研究科（博士課程）を設置 大学院医学系研究科（修士課程）を大学院医科学看護学研究科に改称
平成22年4月30日	外来診療棟完成記念式典挙行
平成23年10月1日	地域総合医育成センターを設置
平成24年2月1日	血液・血管先端医療学講座を設置
平成24年4月1日	救命救急センター（20床）を設置
平成24年4月9日	救命救急センター開所式挙行
平成24年4月17日	宮崎県ドクターヘリコプター運航開始式挙行
平成25年3月31日	附属病院再整備完了
平成25年4月1日	地域総合医育成サテライトセンターを宮崎県立日南病院内に設置
平成26年4月1日	大学院医科学看護学研究科を改組し、大学院医学獣医学総合研究科（修士課程）及び大学院看護学研究科（修士課程）を設置
平成27年4月1日	コミュニティ・メディカルセンター設置 宮崎市立田野病院及び宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」の指定管理者になる 第一外科、第二外科を肝胆膵外科、消化管・内分泌・小児外科、心臓血管外科、呼吸器・乳腺外科、形成外科に再編
平成27年9月1日	消化器内科学講座開設
平成27年10月1日	医療人育成支援センターを設置（医学教育改革推進センター廃止）
平成27年11月1日	ハートセンターを設置
平成28年1月1日	EHR利用推進センターを設置
平成28年2月1日	消化器病センターを設置
平成29年4月1日	第一内科、第二内科、第三内科、膠原病・感染症内科、消化器内科を循環器内科、腎臓内科、肝臓内科、血液内科、神経内科、呼吸器内科、内分泌・代謝・糖尿病内科、膠原病・感染症内科、消化器内科に再編 機能制御学講座蛋白質機能学分野を開設
平成30年10月1日	宮崎小児地域医療学・次世代育成支援講座（寄附講座）を設置 IVRセンターを設置 臨床腫瘍科を設置
平成30年11月21日	病院IR部を設置（医療情報部を廃止）
平成30年12月1日	消化器内科学講座を内科学講座消化器内科学分野に再編
平成31年2月20日	歯科口腔外科「橋通クリニック」を閉院
令和元年5月1日	周術期口腔ケアセンター設置
令和元年6月5日	国際交流室を設置
令和元年11月1日	医療環境イノベーション講座 Collaboration Labo. M&N（共同研究講座）を

	設置
令和2年1月1日	フロンティア科学実験総合センターからフロンティア科学総合研究センターへ改称
令和2年4月1日	地域包括ケア・総合診療医学講座を設置（寄附講座）
令和2年4月1日	看護学科4講座（基礎看護学、成人・老年看護学、小児・母性（助産専攻）看護学、地域・精神看護学）から3講座（生活・基盤看護科学、子育て世代・子ども健康看護科学、統合臨床看護科学）へ変更
令和2年5月1日	生体制御医学研究講座（共同研究講座）を設置
令和3年4月1日	医療人育成支援センターから医療人育成推進センターへ改称
	災害医療・救急医療支援講座（寄附講座）を設置
	内科学講座5分野（循環体液制御学、消化器血液学、神経呼吸内分泌代謝学、免疫感染病態学、消化器内科学）から4分野（循環器・腎臓内科学、血液・糖尿病・内分泌内科学、呼吸器・膠原病・感染症・脳神経内科学、消化器内科学）へ変更（循環器・腎臓内科学、呼吸器・膠原病・感染症・脳神経内科学は5月1日から名称変更）
	物質科学分野から生命分子科学分野に改称
	難病・アレルギーセンターを設置
	診療情報管理部を設置
	肝臓内科、消化器内科を消化器内科に再編
5月1日	応用生理学分野から循環動態生理学分野に改称
	腫瘍生化学分野から血管動態生化学分野に改称
9月1日	生殖医療センターを設置
10月29日	多用途型トリアージ施設を設置
令和4年3月31日	宮崎市介護老人保健施設さざんか苑の閉苑
	病院IR部（前・医療情報部）を廃止
	EHR利用推進センターを廃止
4月1日	医学科入学定員を10名減（入学定員100名）
	膠原病・感染症内科を膠原病内科、感染症内科に再編
令和5年1月10日	福利施設1階医学部学生食堂の改修
4月6日	看護師特定行為研修センターを開設
令和6年3月1日	腫瘍・再生病態学分野から腫瘍形態病態学分野に改称
令和6年3月31日	生体制御医学研究講座を終了
令和6年10月13日	医学部・旧宮崎医科大学開講50周年式典挙行
令和7年1月1日	臨床研究監査部を設置

5. 学生に関係のある事務機構



6. 講座・学科目及び附属病院診療科

医学科

基礎系医学講座	解剖学	組織細胞化学分野 超微形態科学分野 医学生物学分野
	機能制御学	統合生理学分野 循環動態生理学分野 血管動態生化学分野 機能生化学分野 薬理学分野 生命分子科学分野 蛋白質機能学分野
	病理学	構造機能病態学分野 腫瘍形態病態学分野
	感染症学	微生物学分野 寄生虫学分野 免疫学分野
	社会医学	公衆衛生学分野 法医学分野 生命・医療倫理学分野 研究の倫理と政策学分野 データマネジメント分野 医療社会学分野 数理科学分野 英語分野

臨床系医学講座	内科学	循環器・腎臓内科学分野 血液・糖尿病・内分泌内科学分野
---------	-----	--------------------------------

	呼吸器・膠原病・感染症・脳神経内科学分野 消化器内科学分野
外科学	肝胆膵外科学分野 消化管・内分泌・小児外科学分野 心臓血管外科学分野 呼吸器・乳腺外科学分野 形成外科学分野
臨床神経科学	精神医学分野 脳神経外科学分野
発達泌尿生殖医学	小児科学分野 泌尿器科学分野 産婦人科学分野
感覚運動医学	整形外科学分野 皮膚科学分野 眼科学分野 耳鼻咽喉・頭頸部外科学分野 顎顔面口腔外科学分野
病態解析医学	放射線医学分野 麻酔生体管理学分野 救急・災害医学分野
地域医療・総合診療医学講座（寄附講座）	
血液・血管先端医療学講座（寄附講座）	
宮崎小児地域医療学・次世代育成支援講座（寄附講座）	
地域包括ケア学講座（寄附講座）	
災害医療・救急医療支援講座（寄附講座）	

医療環境イノベーション講座 Collaboration Labo. M&N（共同研究講座）

看護学科

講 座	生活・基盤看護科学	子育て世代・子ども健康看護科学
	統合臨床看護科学	

医療人育成推進センター

附 属 病 院 診 療 科

○循環器内科	○腎臓内科	○血液内科	○脳神経内科
○呼吸器内科	○内分泌・代謝・糖尿病内科		
○膠原病内科	○感染症内科		
○消化器内科	○精神科	○小児科	○肝胆膵外科
○消化管・内分泌・小児外科	○心臓血管外科		○呼吸器・乳腺外科
○形成外科	○整形外科	○皮膚科	○泌尿器科
○眼科	○耳鼻いんこう・頭頸部外科		○産科・婦人科

○放射線科

○麻酔科

○脳神経外科

○歯科口腔外科・矯正歯科

○病理診断科

○救急科

○リハビリテーション科

○臨床腫瘍科

— 30 診療科 —

2. 修学関係

[医 学 科]

1. 医学科の教育理念・目標

教育・研究・診療を通して、地域社会や人類全体の健康と福祉の増進に寄与し、医の倫理に徹し高潔かつ温かな人間性を有し、最新の幅広い知識と確かな技術を持ち常に向上のための努力を惜みず、地域の問題を理解すると共に豊かな国際性を有する医師、研究者、教育者を育成します。

2. 医学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

宮崎大学医学部医学科では、以下の素養を身に付けるとともに、所定の期間在籍し、基準となる単位を修得した学生に、卒業を認定し、学位(学士号)を授与します。

1. 社会に貢献できる医療人として、豊かな人間性を持ち、謙虚な心で、人命尊重、的確な判断力、実行力を備え、義務と権利を適正に行使できる。
2. 自ら学修計画を立て、主体的に学び、自己研鑽し、最新の医学の知識を生涯にわたって学修することができる。
3. 教育によって身に付けた医学の知識や新たな知見を複眼的、論理的に分析するとともに、課題を認識し医療の進歩に貢献できる。
4. 相手の伝えたいことを的確に理解し、自己を表現でき、他職種と連携してチーム医療を実践できる。
5. 医学を学ぶ機会が得られたことへの感謝の心とプロフェッショナルとしての自覚を持ち、教育で得た知識、技能によって地域医療に貢献できるとともに、グローバルにも活躍できる。

3. 医学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

医学部医学科では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる資質・能力を備えた人材を養成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

【教育課程の編成】

以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成しています。本教育課程は、6年間を通して、本学科が教育目標とする「進歩した医学を修得せしめ、人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔で、社会の多様なニーズに対して広い視野をもって医学を実践できる資質の高い医師、並びに医学研究者を育成する」を体現化するよう体系化され、基礎から専門へ、経年的に知識・技術が積み重ねられるように教養教育科目、専門科目を設定しています。

1. 教育科目は教養教育科目、専門科目である基盤形成科目、臨床医学科目に大別されます。教養教育科目には、大学人、社会人としての教養と専門教育の基礎的知識と基本的な学習能力を獲得するために、すべての学生が履修する全学共通カリキュラムとして、導入科目、課題発見科目、未来共創科目が設定されています。学生の主体性が発揮できるように、また、医学を学ぶために必要な幅広い知識、教養、豊かな人間性と情操の育成のために多くの科目を設定しています。
2. 基盤形成科目は、医学の基礎となる教育内容に重点をおいた授業科目で、1年次から3年次に開設されます。また、最新の医療トピックにも関心がもてるように授業内容を工夫しています。
3. 臨床医学科目は、臨床医として望ましい態度・価値観と必要とされる知識・技術を身に付

けさせることを目的として、3年次後期から6年次に臨床実習教育を含めて開設されます。
4年次の臨床実習前には、臨床診断学実習において、臨床医として望ましい態度や価値観を早期に身に付けさせる教育を行い、また、本学科の進級試験の他に全国共通の「共用試験」が課せられ、臨床実習を行うために必要不可欠な知識・技能・態度が修得できているかについて、厳正・公正な評価を行っています。

4. 臨床実習教育は臨床医として望ましい態度や価値観を早期に身に付けさせることを目的として開設されます。4年次後期から5年次前期のクリニカル・クラークシップⅠは、本学附属病院の各診療科をローテーションで回り、5年次後期から6年次前期のクリニカル・クラークシップⅡでは、学内診療科及び学外医療機関で、共に少人数グループを重視した臨床参加型実習として行われています。地域医療を含め豊富な症例に接することにより臨床経験の幅を広くし、充実した臨床実習を行うため、本学附属病院のほかに、県立宮崎病院などの学外の関連教育病院と連携協力し、臨床実習教育を行っています。
5. これとは別に医学生としての自覚を早期に促すことを目的として、1年次、2年次に学内・学外で医療と介護の体験実習を行います。

【教育内容・方法】

1. 各授業科目について、ディプロマ・ポリシーに従い、到達目標、授業計画、成績評価基準、学習方法を明示し、周知します。
2. 教養教育カリキュラムでの導入科目、課題発見科目において、アクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施し、初年次から学生が自ら学修計画を立て主体的な学びを実践できるよう指導します。
3. 専門教育において、知識・技能、理論・実践を融合し、主体的に考える力を養うために、講義、演習、実験、実習等の多様な教育方法を取り入れます。
4. 学士課程において、地域の理解を深めるため、学外での実習等を取り入れ、地域の課題を理解し、対応できるように教育します。

【学修成果の評価】

1. 学修目標の達成水準を明らかにするために、成績評価基準・方法を策定・公表します。
2. 個々の授業科目においては、成績評価基準・方法に基づき、定量的又は定性的な根拠により厳格な評価を行います。
3. 学修成果を把握するために、教育活動、学修履歴、及び学生の成長実感・満足度に係わる情報を適切に収集・分析します。
4. ディプロマ・ポリシーに基づく学生の学修過程を重視し、在学中の学修成果の全体を評価します。
5. GPA 制度を導入し、客観的で透明性の高い成績評価を行います。
6. 学生が学修目標の達成状況を、エビデンスを持って説明できるよう学修成果の可視化を行います。

4. 卒業時に身に付けておくべき能力（コンピテンスとコンピテンシー）

医学部医学科では以下のとおり、卒業時に身に付けておくべき能力（コンピテンスとコンピテンシー）を定め、教育を行っています。

I プロフェッショナリズム

- ・医療人としての倫理に関する基本的な知識を修得し、それに沿って行動する。

- ・研究倫理に関する基本的な知識を身に付けて、それに沿って適切な研究活動を行うことができる。
- ・利益相反が生じる可能性を認識し適切に対処できる。
- ・患者のプライバシーを尊重し守秘義務を果たす。
- ・患者および家族に対し、利他的・共感的に接しながら誠実に対応する。
- ・医師としての責任感を持ち、謙虚に自らを律して行動する。
- ・医師としての業務に限らず、医師・医療人としての責務および社会からの期待を意識し適切に行動する。

II 科学的探究・生涯にわたって共に学ぶ姿勢

- ・進歩し続ける医療において、常に最新・最善の医療を提供するために、生涯にわたり継続して学ぶ。
- ・自身に対するフィードバックを受入れ、常に自らの知識・能力・振舞いを省察し、生涯にわたり自己の向上に努める。
- ・提供する医療の質向上のために、同僚や関係者間で建設的なフィードバックを行い、共に教えあい学びあう。
- ・後進の模範となるように、自身の態度や表情・雰囲気のもつ影響も十分認識しつつ、後進の育成に努める。
- ・基礎・臨床・社会医学領域での研究の意義を理解し、科学的情報を批判的に評価する姿勢を持ち、未知の病態や治療への興味・関心を維持できる。
- ・医学・医療において既存の知識・技能では対応できない問題点を抽出し、それらを解決する過程に参画することができる。
- ・研究の目的・方法・結果について解析および考察し、それらを適切な形で社会に発信できる。

III 医学知識と問題対応能力

- ・基礎医学の知識を、疾患の病因・病態・症候・治療等の理解に応用できる。
- ・社会医学の知識を、医療・保健活動に応用できる。
- ・高頻度または重要な疾患について、疫学・病因・病理・病態・症候・診断・治療・予後の知識を習得し、臨床推論に基づく適切な診療ができる。
- ・エビデンスを吟味し臨床判断に応用できる。
- ・人間の生涯にわたる行動と心理の特性を理解し、適切な対応と医療を提供できる。

IV コミュニケーション能力・チーム医療の実践

- ・患者や家族の心理・社会的背景を理解し、誠実な態度で適切な信頼関係を築くことができる。
- ・わかりやすい言葉を使いながら、冷静に思いやりを持って患者に安心感を与え癒すことができる。
- ・必要な情報を共有しながら正確な意思疎通を行い、医療チーム内の信頼関係を構築する。
- ・患者の主体性を尊重しながら、医療行為の必要性・内容・危険性・他の選択肢等を患者に説明し、理解と納得に基づく同意を得る。
- ・医療チーム構成員それぞれの役割を理解し尊重しながら、患者中心の最良の医療・介護を提供するために連携することができる。

- ・同僚や専門領域が異なる医師の業務を理解し、役割分担・情報共有・意思疎通・相談等を円滑に実行できる。
- ・最良の医療を提供するために、構成員間の意見の相違や軋轢を調整し、円滑で効果的なチーム医療を先導する。

V 診療技能と患者ケア・社会における医療の実践

- ・患者の立場を尊重し、病歴を適切に聴取するとともに患者との良好な関係を構築し、必要に応じて患者教育を行う。
- ・網羅的に系統立てて効率的な身体診察を行い、所見を認識・記録し、適切な鑑別診断を行う。
- ・基本的な臨床技能について、適切、実施方法、合併症等を理解し、適切な態度でこれを安全に実施できる。
- ・診療録についての基本的な知識を習得し、問題志向型診療記録形式で診療録を作成し、必要に応じて医療文書を作成できる。
- ・患者の症状、プロブレムリスト、鑑別診断、臨床経過、治療法の要点を提示し、医療チーム構成員と情報共有ができる。
- ・緊急を要する病態や疾病・外傷の基本的知識を修得し、医療チームの一員として救急医療に参画する。
- ・慢性疾患の病態・経過・治療を理解し、医療を提供する場や制度に応じて、医療チームの一員として慢性期医療に参画する。
- ・患者の苦痛や感情に配慮しながら、患者と家族に対して誠実で適切な支援を行う。
- ・社会と健康・疾病の関係を理解し、疾病予防や健康増進の活動に参加する。
- ・地域社会における地域包括ケア・救急医療・在宅医療・健康増進活動等を理解し、その活動に参加する。
- ・国際人として語学力や教養を備え、健康や疾病に関する国際的視野を持ち、国際社会の一員として活動する。
- ・災害医療の特殊性とそれに関与する組織（DMAT・JMAT等）についての知識を修得し、災害発生時には適切に行動して社会や地域に貢献できる。
- ・地域の保健・医療・介護・福祉の制度とシステムを理解し、自身の活動現場においてその知識を活用できる。
- ・国民皆保険の意義を理解し、保険診療に関する法令に従って、医療の経済性に配慮しながら診療を行うことができる。

VI 医療の質と安全管理

- ・医療関連感染の予防対策を実践し、発生時の初期対応ができる。
- ・医療における患者や医療者の安全を守るために、個人的・組織的な対応ができる。
- ・組織や自身が実践している医療の質や安全管理について常に振り返り、その改善と向上を図る。

5. 教育課程

(1) 教育課程の編成

医学科の教育課程は、「教養教育科目」と「専門科目」から編成されています。

このうち「教養教育科目」は「導入科目」、「課題発見科目」、「未来共創科目」の3つの

科目群で構成されており、1年次から2年次にかけて履修することになります。

教養教育科目の内容、履修方法については、教養教育部門が定めることとなっていますので、教養教育部門の履修要項を参照してください。

「専門科目」は、さらに「基盤形成科目」、「臨床医学科目」に大別されます。

「基盤形成科目」は、医学の基礎となる教育内容に重点をおいた授業科目を開設しており、1年次から3年次にかけて履修することになります。また、医学科生としての自覚を早期に促すことを目的として、1・2年次に学内・学外の医療施設で体験実習を行う科目があります。

「臨床医学科目」は、臨床医として望ましい態度・価値観と必要とされる知識・技能を身に付けさせることを目的とした科目を開設しており、講義・実習を、3年次後半から6年次にかけて履修することになります。

(2) 臨床実習教育

本学科では、4年次前半において臨床診断学実習を学び、臨床医として望ましい態度や価値観を早期に身に付けさせる教育を行っています。また、4年次後半から5年次前半では、本学附属病院の各診療科等をローテーションで回るクリニカル・クラークシップⅠ、5年次後半から6年次前半では、附属病院だけではなく県内外の医療施設や海外の協定校も実習施設に含まれるクリニカル・クラークシップⅡと呼ばれる「臨床実習教育」を行っています。

クリニカル・クラークシップⅠ・Ⅱでは、従来の見学型臨床実習から、診療参加型臨床実習にシフトし、併せて、少人数グループによる臨床実習を重視し、より密度の濃い臨床実習が可能になるようにしています。

(3) 関連教育病院等の臨床実習

本学科では、数多くの症例を体験させ充実した臨床教育を行うため、本学附属病院のほかに、県立宮崎病院などの学外病院と連携協力し臨床実習教育を行っています。これは、地域医療を含め豊富な症例に接することにより臨床経験の幅を広くするために実施しているものです。

(4) 授業科目及び単位数

本学の授業科目は単位制を採用しています。その配分については、教養教育科目教育課程表及び医学科専門科目教育課程表を参照してください。

(5) 学年制度

本学部では学年制度を採っています。学年制度とは各学年で修得することが義務付けられている授業科目の単位を修得しなければ、原則として次の学年に進級出来ない制度です。具体的には「宮崎大学医学部履修細則 別表第1医学科生の進級・卒業認定基準」を参照してください。

6. 共用試験

(1) 共用試験の概要

共用試験は、平成17年度から正式実施となった臨床実習開始前・実習後の学生の知識と技能を、全国で標準化して評価する試験です。臨床実習前の共用試験は、令和3年5月に医師法等が改正され、医学系では令和5年4月から「公的」な試験として実施されるようになり、「医学生共用試験」として全国统一基準で合否の判定が行われています。

共用試験は主として知識を評価するコンピューターを用いた客観試験(Computer Based Testing,

CBT) と、技能・態度を評価する客観的臨床能力試験 (Objective Structured Clinical Examination, OSCE) とに分かれています。医学科では、臨床実習前OSCE (Pre-CC OSCE) とCBT試験を4年次後半から始まるクリニカル・クラークシップ I へのコース進級判定に使用しています。臨床実習前OSCE (Pre-CC OSCE) ・CBT試験を受験するためには受験料33,000円が必要となります。(再試験を受験する場合にも、受験料33,000円が必要です。)

さらに6年次には臨床実習後OSCE (Post-CC OSCE) を実施し、卒業判定に使用しています。臨床実習後OSCE (Post-CC OSCE) を受験するためには受験料20,000円が必要となります。

なお、原級した場合、共用試験合格の次年度持ち越しは認められず、再度該当年次の共用試験の受験が課せられます。

(2) 共用試験・診療参加型臨床実習 公開資料URL一覧 (宮崎大学医学部HP)

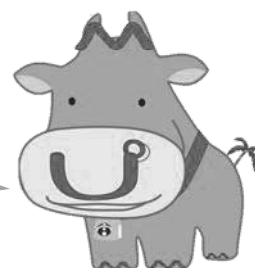
2023年度より共用試験 (臨床実習前OSCEおよびCBT) は公的化され、厚生労働省を実施主体とする国家試験の位置づけとなります。共用試験は多くの大学では医学科4年次に実施され、その合格が臨床実習への参加および医師国家試験受験の必須要件となります。医学生のみなさんは1年次の時点から共用試験のことも念頭に置きつつ日々の学習を進めていただければと思います。

【注1】以下のURLの公開情報は毎年、定期的に更新されますので、ご注意ください。

【注2】OSCE学習用動画視聴方法は、今後随時ご案内します。

【注3】宮崎大学医学部では医学科4年次の「臨床診断学」で診察実習や症候学講義を行います。

資料一覧は、宮崎大学医学部 HP
からも検索・閲覧可能です！



宮崎大学オリジナルキャラクター
“みやだいもうくん”

7. 欠 席

体調が悪く欠席しようとするとき等は、医療人育成課で作成している欠席連絡フォームに登録してください。クリニカル・クラークシップ受講学生は、なお、入力前に診療科へ直接連絡する必要もあります。これらの手続きを怠った場合は、試験や成績評価を受けられないことがあります。

※ 教養教育科目については、「宮崎大学教養教育科目の受講及び成績評価に関する細則」に従ってください。

8. 試 験

(1) 学習の成果を評価するため、試験が実施されます。試験には、定期試験、追試験および再試験があり、定期試験は、学年末又は学期末に行われますが、科目によっては随時おこなうことがあります。

(2) 病気等 (インフルエンザ等) 正当な理由により定期試験を受けることができなかった場合は追試験を、定期試験又は追試験を受験したが不合格になった場合は再試験を行うこともありますので、受験に当たっては、科目担当教員に十分に確認してください。

なお、病気を理由とする追試験を行う場合は、必ず診断書を医療人育成課教務係へ提出することが必要となります。

(3) 試験は、筆記、口頭又はレポート等によって行われます。また試験の日時等は掲示等によってお知らせします。

(4) 試験は、各科目の講義・実習等のそれぞれの3分の2以上出席しなければ、原則として受験資格が認められませんので注意してください。

その他受験上の心得として、次のことが教授会において取り決められています。

① 試験室への入室について

試験室には、前の試験監督者が退室するまでは入室できない。

② 答案用紙について

- ・学籍番号及び氏名を必ず記入すること。
- ・答案用紙は、退室時に本人が持参のうえ監督者に提出するものとし、室外に持ち出すことを厳禁する。

③ 遅刻及び退室について

遅刻：原則として試験開始時刻から30分を経過した場合は、入室は認められない。

退出：原則として試験開始時刻から30分を経過しなければ退出は認められない。

④ 学生証の提示について

学生証は、受験中必ず机の上に置いておくこと。

⑤ 用具等の持込について

机上には、筆記用具及び許可されたもの以外(携帯電話等を含む)を置いてはならない。

携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末などの電子機器を教室に持ち込む場合、試験開始前に全ての電子機器類のアラームを解除のうえ、電源を切り、全ての電子機器類をカバン等にしまうこと。

⑥ 用具等の貸借について

試験中の用具等の貸借は、原則として許可しない。

⑦ その他

カンニング等の不正行為をした者は、学務規則により停学等の懲戒に処せられ、併せて当該学期の専門科目の試験及びその他レポート等の審査の成績評価は、すべて無効となる。

※教養教育科目については、「教養教育科目の定期試験等の受験心得」に従ってください。

9. 成績評価及び進級と原級（留年）

(1) 成績評価

各科目の成績評価は、担当教員が試験結果、学習態度及び出席状況を総合的に判断して行います。また、各科目の成績評価は、100点満点とし、60点以上を合格とします。可否の結果は、WEB上でお知らせします。

(2) 進級と原級（留年）

次の学年に進級させるか、或いは進級を認めず原級に留める（留年）かは、宮崎大学医学部履修細則に基づき、学年末に行われる進級判定会議（教授会）において審議し、決定します。この進級判定結果は、進級判定会議後にお知らせします。

原級となった場合は、翌年度も同じ学年に留まり、不合格となった科目等を再履修したうえで

試験に合格することが進級の要件となります。

(3) コース進級判定

- ① クリニカル・クラークシップへのコース進級を認めるか、或いは進級を認めないかは、宮崎大学医学部履修細則に基づき、コース進級前に行われる進級判定会議（教授会）において審議し、決定します。この進級判定結果は、進級判定会議後にお知らせします。
- ② 臨床医学科目（臨床講義）が不合格となった場合は、クリニカル・クラークシップⅠへのコース進級は認められずに、すべての臨床医学科目（臨床講義）を再履修したうえで試験に合格すること、ならびに、臨床実習前OSCE（Pre-CC OSCE）・CBT試験両方に合格することが進級の要件となります。
- ③ 共用試験が不合格となった場合は、クリニカル・クラークシップⅠへのコース進級は認められずに、すべての臨床医学科目（臨床講義）を再履修したうえで試験に合格すること、ならびに、臨床実習前OSCE（Pre-CC OSCE）・CBT試験両方に合格することが進級の要件となります。
- ④ クリニカル・クラークシップⅠ終了後、クリニカル・クラークシップⅠ到達度試験を受験することになります。クリニカル・クラークシップⅡへのコース進級判定で不合格になった場合は、クリニカル・クラークシップⅠを最初から再履修します。同様にクリニカル・クラークシップⅡ終了後の卒業判定で不合格になった場合は、クリニカル・クラークシップⅡを最初から再履修します。

(4) 在学期間

医学科生の在学期間は通算して12年間と決められています。また、さらに「第1年次及び第2年次を通算して4年、第3年次から第6年次を通算して8年を超えることはできない。」と決められています。

原級や停学処分等によりこの定められた期間を超える場合には、除籍の対象となりますので注意してください。

10. 卒業

本学科を卒業するためには、6年以上在学し、卒業の要件となる単位を修得したうえで、臨床実習後OSCE（Post-CC OSCE）に合格することが必要です。臨床実習後OSCE（Post-CC OSCE）で不合格になった場合はクリニカル・クラークシップⅡを最初から再履修します。

11. 在学中の異動

休学、復学及び退学等在学中の異動にあたっては、事前に保証人、グループ担当教員及び医療人育成課職員等と相談して次の手続きを行ってください。

(1) 休学

- ① 病気、家庭の事情、一身上の都合等によって2か月以上にわたり修学できない場合は、医療人育成課教務係で休学願用紙の交付を受け、休学を願い出ることができます。なお、休学の事由が病気の場合は、医師の診断書を必ず添付してください。休学する場合は、休学を開始する2か月前までに休学願を提出する必要があります。これ以降に手続きした場合、手続きの関係で、希望する休学開始日から休学できない場合がありますので、くれぐれも注意してください。
- ② 休学できる期間は通算で最長4年間までとなっています。この期間を経過しても復学で

きない場合には、除籍処分の対象となりますので、注意してください。

(2) 復 学

休学事由が消滅して復学する場合には、医療人育成課教務係で復学願用紙の交付を受け、復学を願い出てください。なお、病気により休学した場合は、修学可能である旨の医師の診断書を添付する必要があります。

(3) 退 学

病気、その他やむを得ない事情等、本人の都合により退学する場合は、医療人育成課教務係で退学願用紙の交付を受け、退学を願い出てください。なお、病気により退学する場合は医師の診断書を添付してください。

(4) 除 籍

当該年度の授業料を年度内に納めなかった者、在学期間が満了しても卒業或いは進級の要件を満たさなかった者、休学期間が満了しても復学できない者及び長期間にわたり行方不明の者等は、本人の意思にかかわらず、学生としての身分を失うこととなりますので、注意してください。

(5) 懲 戒

本学で定められた諸規程等に違反したり、又は学生としての本分に反する行為等一定の義務に違反した者に対し退学、停学又は訓告の処分が課せられることとなりますので、常日頃から本学の規則又は秩序の維持等については注意を払ってください。

1 2. 医師国家試験

医師になるためには、厚生労働大臣が実施する医師国家試験に合格し、医師免許証を受けなければなりません。この医師国家試験は毎年2月に福岡県をはじめ、全国で実施されます。

医師国家試験の施行に関する詳細は、厚生労働大臣から発表された時点でお知らせしますが、出願手続等必要な事項については、毎年10月下旬に6年生を対象として説明会を開きます。

◎ 医師免許申請時の注意事項

医師法第4条で、罰金以上の刑に処された者には、「免許を与えないことがある」と定められています。該当する事例には、30キロ以上のスピード違反、飲酒・酒気帯び運転、無免許運転及び人身事故を起こした場合等が含まれます。ただし、反則切符で処理される範囲の交通違反で反則金を納めた場合は、刑罰としての罰金ではないので除外されます。

罰金以上の刑に処された者は、医師免許申請の際に、その旨を記載するとともに、起訴状、判決謄本、罰金を納めた領収書、本人の上申書及び反省文の提出が必要になります。

以上のことを理解し、日頃から安全運転に心がけることは当然ですが、万一上述のような違反・事故等を起こした場合は、速やかに医療人育成課学生支援係へ報告してください。

1 3. 病院実習見学及び臨床研修医の募集

病院実習見学及び厚生労働省指定の臨床研修医受入病院等からの募集要項は、医療人育成課に常置していますので、自由に閲覧してください。

なお、応募に際し推薦書等を必要とする場合もありますので、詳細については医療人育成課学

生支援係に問い合わせてください。

1 4. 成績指標値(GPA)の解説と注意

宮崎大学では、学習・教育目標を高いレベルで達成するため、学修状況チェックの一つの指標として成績指標値(GPA)を導入しています。GPAの目的や内容について以下に解説します。

[1] GPAとは何ですか？

GPA(成績指標値)は“Grade Point Average”の略で、履修科目成績に単位数の重みづけをした平均です。“単位の実質化”の観点に基づき、4単位科目は2単位科目の2倍の学習が求められ、その成績も2倍の重みを付けてGPAを算出します。

GPAには、“学期GPA”(学期毎の履修科目のGPA)、“年間GPA”(1年間の履修科目のGPA)、“通算GPA”(1年から現時点までの履修科目のGPA)の3種類があります。

[2] GPAを使う目的は？

学期GPAや年間GPAの値から、成績の伸びや学習状況などの変化を客観的に判断することができます。また、学習の到達度を数値的に明確にできます。

授業担当教員等が学生個々の学修状況を確認し、適切な履修指導や学習アドバイスを行うことも目的の一つです。

[3] GPAはこの計算式で計算します！

履修カルテシステムで用いているGPAの計算式は、以下となっています。

$$\text{GPA} = \Sigma(\text{登録科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) / (\text{登録科目の単位数の合計})$$

※「登録科目」は、科目登録修正期間後に確定した登録科目とする。

ただし、 $\text{GP} = (\text{受講科目の100点満点の評価点} - 54.5) / 10$

Σ は、各学期または累積の受講科目に関する合計を示します。

また、出席不足と未受験及び不合格科目ではGP=0とします。

履修登録科目の全てをGPA対象科目とします。

【GPAの計算例】

科目名	単位数	評価点	GP	GP×科目単位数
△△学	2	85	$(85-54.5)/10=3.05$	$3.05 \times 2=6.10$
〇〇学	2	51	$(51-54.5)/10=0$	$0 \times 2=0$
□□論	1	68	$(68-54.5)/10=1.35$	$1.35 \times 1=1.35$
* * 演習	4	72	$(72-54.5)/10=1.75$	$1.75 \times 4=7.00$
合計	9			14.45

よって、 $\text{GPA} = 14.45/9 = 1.60$ (小数点3位以下を切り捨て)

学期GPAは、各学期の全科目を対象に学期毎に計算した値です。年間GPAは、1年間の全科目を対象に年次毎に計算した値です。通算GPAは、1年次から現在在学している年次の学期までに履修した全科目から計算した値です。

GPAでは、出席不足と未受験及び不合格となった科目はGPが0点として集計の計算対象としています。教養教育科目で安易にたくさんの科目を履修登録して、実際には受講しない場合は0点評価の科目が増えてGPAが低くなります。選択科目で科目登録した科目は、きっちりと学習をして単位を取得することがGPAを下げないために重要となります。

[4] 科目履修登録の“中止”は修正期間内に必ず行おう！

教養教育科目の個人で科目登録した科目を履修中止にする場合、科目履修登録の修正期間内に「履修中止」を行ってください。履修中止の手続きにより登録削除を行わない場合、その科目のGPは0となりGPAが下がります。

[5] GPAはどのように利用されるのですか？

(1)学生自身の活用

学期毎のGPAが計算されるので、自分の学習成果の履歴を把握でき、さらなる向上を目指して学習努力を続けることへの励みになります。

(2)学生表彰や課程選抜への活用

GPAを卒業時に優秀学生の表彰に活用しています。また、授業料免除等の基準などに利用することも検討をしています。

[6] GPAの数値の目安は？

GPAは0～4.55の範囲の数値となります。学修状況を自己点検する場合は、以下を目安にしてください。GPAが高いほど良い学修状況で推移していると判断してください。

GPA	1ポイント台	2.5ポイント前後	3.0ポイント前後	3.5ポイント以上
成績レベルの目安	かなり低いレベルで集中して学習する必要があります。	平均的レベルですがさらに学習の努力が必要です。	かなり優れたレベルですのでさらに向上させる目標を持ちましょう。	優秀なレベルですので、継続してポイントを維持しましょう。

[7] GPAを確認する方法は？

医療人育成課の窓口にお問い合わせください。

医学科 カリキュラム図

	教養教育科目	基礎形成科目	臨床医学科目		
					6年 Post-CC OSCE
6年		(医学研究演習Ⅵ)			5年 クリニカル・クラークシップⅡ
5年		(EMPⅢ) (医学研究演習Ⅴ)		クリニカル・クラークシップⅠ到達度試験 クリニカル・クラークシップⅠ <病理学・臨床検査医学> <内科学> <精神医学> <小児科学> <外科学> <整形外科学> <リハビリテーション医学> <皮膚科学> <泌尿器科学> <眼科学> <耳鼻咽喉科学> <産婦人科・周産期学> <放射線医学> <麻酔学> <脳神経外科学> <歯科口腔外科学> <薬理処方学・東洋医学・医療安全学> <救急医学> <OMC(田野病院)> <地域医療学(在宅医療を含む)>	4年 <共用試験> <CBT> <Pre-CC OSCE>
4年		(EMPⅡ) (医学研究演習Ⅳ)	内分泌・代謝 血液 腎・尿路 皮膚科学 耳鼻咽喉・頭頸部外科学 歯科口腔外科学 救急治療と急性期の生体管理 新生児・小児科学	生殖医学 老年医学と緩和医療 リハビリテーション医学 臨床遺伝学 臨床腫瘍学 薬剤処方学・東洋医学 臨床診断学	
3年		研究室配属 (医学研究演習Ⅲ) 薬理学 微生物学	神経科学 公衆衛生学 公衆衛生学実習 法医学	循環器 消化管 呼吸器 肝・胆・膵 膠原病・感染症	神経・運動器・骨椎 眼科学 精神医学 放射線医学入門
2年	英語	早期地域医療実習 生命科学展望 (医学研究演習Ⅱ) 肉眼解剖学Ⅱ 組織学各論 機能生化学 医科生化学 医科生理学 (地域社会と医療) EMPⅠ (医学研究演習Ⅰ) 肉眼解剖学Ⅰ 組織学総論	神経科学 統合生理学 免疫・生体防御学 寄生虫学 テュートリアル～症例から学ぶ～ 環境中毒学 医学実験動物学 臨床倫理基礎論		
1年	大学教育入門セミナー 情報・データリテラシー 英語 専門接続系 生命科学研究の倫理基礎論 医学微生物学 有機化学 発生学 専門教育入門セミナー 課題発見科目 未来共創科目		地域医療学		

※ 医学科では、医学教育の国際標準化等に対応するために教育課程について不断の見直しを行っており、毎年、教授会で教育課程表を確認しています。そのため、在学中でもカリキュラム図・教育課程表を変更する場合があります。
 各様には、年度始めの在学生オリエンテーション等で教育課程表を周知します。

教養教育科目			授業科目名	授業方法	1年		2年		計	備考
区分	科目群				前期	後期	前期	後期		
導入科目	大学教育入門セミナー	情報・データリテラシー(情報倫理を含む)	大学教育入門セミナーM	講義・実習	2				2	1年次に修得すること
			情報・データリテラシーM	講義	2				2	1年次に修得すること
	COM	英語Ma1	講義	2					4	1年次に修得すること
		英語Ma2	講義		2					
		英語Mb1	講義			2			8	2年次に修得すること
		英語Mb2	講義				2			1年次に修得すること
	ESP	コミュニケーション英語Mc1	講義	2						
		コミュニケーション英語Mc2	講義		2					
		生命科学研究の倫理基礎論	講義	2					9	1年次に修得すること
		医学生物学	講義	2						
	有機化学	講義		2						
	発生物学	講義		1						
	専門接続系	専門教育入門セミナー	講義		2					
		データサイエンス入門	講義		2				2	1年次に修得すること
環境と生命		講義	2					2		
自然・生命・技術系		講義								
課題発見科目	人文・社会・芸術系		講義		②			②	「人文・社会・芸術系」、「地域・国際・学際系」の中から2単位ずつ選択必修	
			講義		②			②	1年次に修得すること	
			講義							
			講義	2					2	1年次に修得すること
未来共創科目	地域・国際・学際系	地域キャリアデザインⅠ(キャリア)	講義	2					2	1年次に修得すること
			講義							
	構想・デザイン系(キャリアを含む)	低年次								
		高年次								
協働・創造系	低年次									
	高年次									
教養教育科目卒業要件単位					31		4		35	

※(COM)communication ※(ESP)English for Specific Purposes

※ 医学科では、医学教育の国際標準化等に対応するために教育課程について不断の見直しを行っており、毎年、教授会で教育課程表を確認しています。そのため、在学中でもカリキュラム図・教育課程表を変更する場合があります。皆様には、年度始めの在学生オリエンテーション等で教育課程表を周知します。

医学科専門科目(基盤形成科目)教育課程表

コース名	授業科目名	授業方法	1年		2年		3年		4年	5年	6年	単位数
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期				
地域医療	地域医療学	講義	1									1
	地域社会と医療	講義	(1)									(1)
	早期地域医療実習	講義・実習			1							1
専門英語	EMP I	講義		2								2
	EMP II							(4)				(4)
	EMP III								(4)			(4)
医学研究	生命科学展望	講義			1							1
	研究室配属	実習					4					4
	医学研究演習 I	講義・演習	(1)									(1)
	医学研究演習 II				(1)							(1)
	医学研究演習 III						(1)					(1)
	医学研究演習 IV							(1)				(1)
	医学研究演習 V								(1)			(1)
	医学研究演習 VI									(1)		(1)
解剖学	肉眼解剖学 I	講義・実習		4								4
	肉眼解剖学 II				6							6
	組織学総論			2								2
	組織学各論				4							4
生体制御学	機能生化学	講義・実習			4							4
	医科生化学				4							4
	医科生理学				4							4
	統合生理学					2						2
	薬理学						4					4
病理学	病理学	講義・実習				10※						10
基礎感染症学	免疫・生体防御学	講義・実習				3						3
	微生物学						7					7
	寄生虫学					2						2
統合基礎医学	チュートリアル～症例から学ぶ～ *	講義・演習				2						2
	神経科学 *						1					1
社会医学	環境中毒学	講義			1							1
	医学実験動物学	講義			2							2
	臨床倫理基礎論	講義・演習				2						2
	公衆衛生学	講義					4					4
	公衆衛生学実習	実習						1				1
	法医学	講義					4					4
卒業に必要な単位数												82

※ ()印は自由科目

※ EMP= English for Medical Professionals

※ *を付した科目は統合講義型科目

※ 病理学:令和7年度新3年生は前期のみ受講

※ 医学科では、医学教育の国際標準化等に対応するために教育課程について不断の見直しを行っており、毎年、教授会で教育課程表を確認しています。そのため、在学中でもカリキュラム図・教育課程表を変更する場合があります。皆様には、年度始めの在学生オリエンテーション等で教育課程表を周知します。

医学科専門科目(臨床医学科目)教育課程表 2-1

授業科目名	授業方法	3年	4年	単位数
臨床講義	講義			48
〈循環器〉*	講義	〈3〉		〈3〉
〈消化管〉*	講義	〈2〉		〈2〉
〈呼吸器〉*	講義	〈2〉		〈2〉
〈肝・胆・膵〉*	講義	〈2〉		〈2〉
〈膠原病・感染症〉*	講義	〈2〉		〈2〉
〈神経・運動器・脊椎〉*	講義	〈7〉		〈7〉
〈眼科学〉	講義	〈1〉		〈1〉
〈精神医学〉	講義	〈1〉		〈1〉
〈放射線医学入門〉*	講義	〈1〉		〈1〉
〈内分泌・代謝〉*	講義		〈2〉	〈2〉
〈血液〉*	講義		〈2〉	〈2〉
〈腎・尿路〉*	講義		〈2〉	〈2〉
〈皮膚科学〉	講義		〈1〉	〈1〉
〈耳鼻咽喉・頭頸部外科学〉	講義		〈1〉	〈1〉
〈歯科口腔外科学〉*	講義		〈1〉	〈1〉
〈救急治療と急性期の生体管理〉*	講義		〈2〉	〈2〉
〈新生児・小児科学〉*	講義		〈3〉	〈3〉
〈生殖医学〉*	講義		〈4〉	〈4〉
〈老年医学と緩和医療〉*	講義		〈1〉	〈1〉
〈リハビリテーション医学〉	講義		〈1〉	〈1〉
〈臨床遺伝学〉*	講義		〈1〉	〈1〉
〈臨床腫瘍学〉*	講義		〈1〉	〈1〉
〈薬剤処方学・東洋医学〉*	講義		〈1〉	〈1〉
〈臨床診断学〉	講義・実習		〈4〉	〈4〉
卒業に必要な単位数				48

※ 〈〉は内訳を示す。

※ *を付した科目は統合講義型科目

医学科専門科目(臨床医学科目)教育課程表 2-2

授業科目名	授業方法	4～5年	5～6年	単位数
クリニカル・クラークシップⅠ	実習	36		36
〈病理学・臨床検査医学〉		〈2〉		〈2〉
〈内科学〉		〈9〉		〈9〉
〈精神医学〉		〈2〉		〈2〉
〈小児科学〉		〈2〉		〈2〉
〈外科学〉		〈4〉		〈4〉
〈整形外科学〉		〈1〉		〈1〉
〈リハビリテーション医学〉		〈1〉		〈1〉
〈皮膚科学〉		〈1〉		〈1〉
〈泌尿器科学〉		〈1〉		〈1〉
〈眼科学〉		〈1〉		〈1〉
〈耳鼻咽喉科学〉		〈1〉		〈1〉
〈産婦人科・周産期学〉		〈2〉		〈2〉
〈放射線医学〉		〈1〉		〈1〉
〈麻酔学〉		〈1〉		〈1〉
〈脳神経外科学〉		〈1〉		〈1〉
〈歯科口腔外科学〉		〈1〉		〈1〉
〈薬剤処方学・東洋医学・医療安全学〉		〈1〉		〈1〉
〈救急医学〉		〈2〉		〈2〉
〈CMC(田野病院)〉		〈1〉		〈1〉
〈地域医療学(在宅医療を含む)〉		〈1〉		〈1〉
クリニカル・クラークシップⅡ	実習		32	32
卒業に必要な単位数				68

※ 〈〉は内訳を示す。

※ 医学科では、医学教育の国際標準化等に対応するために教育課程について不断の見直しを行っており、毎年、教授会で教育課程表を確認しています。そのため、在学中でもカリキュラム図・教育課程表を変更する場合があります。皆様には、年度始めの在学生オリエンテーション等で教育課程表を周知します。

[看護学科]

1. 看護学科の教育理念・目標

(1) 基本理念

人間理解と生命への尊厳を基盤として、自己の成長と人への配慮・支援を可能とする主体的で情操豊かな人間性と看護実践に関する総合的な能力を養うとともに、発展する高度医療とその専門化の中で生じる多様な保健医療福祉ニーズに対して、広い視野をもって実践できる看護職者を育成する。さらに、教育・実践・研究の連携を推進し、人々の健康と福祉の向上並びに看護学の発展と看護の質の向上に寄与する。

(2) 教育目標

基本理念に基づき、以下の基礎的能力を養うことを目標としています。

- 1) 人への深い関心と信頼を基礎にして、生活する人の理解と生命を尊重した行動ができる感性豊かな人間性を育成する。
- 2) 看護実践のための知識・技術・態度を習得し、創造的・批判的な思考力、専門的知識に基づいた判断と課題を解決できる能力、科学の発達に適応できる能力を養い、社会のニーズや医療の高度化・専門化・多様化に対応できる能力を育成する。
- 3) 健康問題をライフサイクル、環境、文化等の視点から包括的に理解し、保健・医療・福祉・教育等の関連領域の人々と連携し、専門職者として責任ある判断と問題を解決し得る能力を養う。
- 4) 国際的な視野を持ち、社会に貢献できる能力を養う。
- 5) 実践・教育・研究を通して看護学の発展と看護の質の向上に寄与できる能力を養う。

2. 看護学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

看護学科では、以下の素養を身に付けるとともに、所定の期間在籍し、基準となる単位を修得した学生に、卒業を認定し、学位(学士号)を授与します。

1. 社会に貢献できる医療人として、豊かな人間性を持ち、謙虚な心で、人命尊重、的確な判断力、実行力を備え、義務と権利を適正に行使できる。
2. 自ら学修計画を立て、主体的に学び、自己研鑽し、最新の看護学の知識を生涯にわたって学修することができる。
3. 教育によって身に付けた看護学の知識や新たな知見を複眼的、論理的に分析するとともに課題を認識し医療の進歩に貢献できる。
4. 相手の伝えたいことを的確に理解し、自己を表現でき、他職種と連携してチーム医療を実践できる。
5. 看護学を学ぶ機会が得られたことへの感謝の心とプロフェッショナルとしての自覚を持ち教育で得た知識、技能によって地域医療に貢献できるとともに、グローバルにも活躍できる。

3. 看護学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

看護学科では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる資質・能力を備えた人材を養成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

【教育課程の編成】

以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成しています。

1. 本教育課程は、4年間を通して、本学科の目標とする「情操豊かな人間性と生命尊厳への畏敬の心をもった看護専門職」を育成するように体系化しています。基礎から専門へ、経年的に知識・技術が積み重ねられるように教養教育科目、専門基礎科目、専門科目を設定し、系統的に科目を配置しています。
2. 教養教育科目は大学人としての教養と専門教育の基礎知識と基本的な学習能力を獲得するために、すべての学生が履修する全学共通カリキュラムとして、導入科目、課題発見科目、未来共創科目が設定されています。学生の主体性が発揮できるように、また、看護学を学ぶために必要な幅広い知識と教養と、豊かな人間性と情操の育成のために多くの科目を設定しています。
3. 専門基礎科目は、人間理解、健康と疾病理解、保健社会の仕組みの理解を主軸に構成しています。そして最新の医療トピックにも関心が持てるよう授業内容を工夫しています。
4. 専門科目は、教養教育科目、専門基礎科目を基盤としたうえで、基礎看護学、在宅看護学、地域看護学、成人・老年看護学、精神看護学、小児看護学、母性看護学を設定しています。また、実践能力や課題解決能力を高め、主体的に専門性を深める統合と実践の科目を設定しています。
5. 看護学は対象の健康ニーズへの援助を行う実践の科学です。看護の対象となる人々の生活者としての側面と身体的・精神的側面を包括的に理解し、対象に応じた看護を実践し評価する臨地実習を設定しています。1、3年次にはひむか看護実習で地域で暮らす生活者としての人々を理解し、1、2年次には基本的な看護の役割を理解する基礎看護学実習、そして、さまざまな発達の段階や健康の段階の対象者に対応する3年次の専門領域看護学実習につなげます。さらに4年次には既存の学びを統合し、主体的に看護が実践できる総合実習を設定しています。
6. 宮崎県の地域特色を活かした教育・研究・地域貢献を推進するため、地域の理解と課題解決に取り組む科目を設定しています。
7. 保健師免許取得を希望する学生のために公衆衛生看護学を履修するための科目を設定しています（選抜制）。
8. 養護教諭二種免許（保健師免許取得後）を申請できるように、教養教育科目に教育職員免許法施行規則に定められた科目を設定しています。

【教育内容・方法】

1. 各授業科目について、ディプロマ・ポリシーに従い、到達目標、授業計画、成績評価基準、学習方法を明示し、周知します。
2. 教養教育カリキュラムでの導入科目、課題発見科目において、アクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施し、初年次から学生が自ら学修計画を立て主体的な学びを実践できるようにします。
3. 専門教育において、知識・技能、理論・実践を融合し、主体的に考える力を養うために講義、演習、実験、実習等の多様な教育方法を取り入れた指導を行います。
4. 学内の講義・演習の学びを臨地実習で統合実践し、看護学生として対象者に学び、成長できる支援体制を整備し、教育・指導を行います。
5. 学士課程において、地域の理解を深めるため、学外での実習等を取り入れ、地域の課題を理解し、対応できるように教育します。

【点検・評価】

1. GPA 制度を導入し、教育効果を点検・評価し改善を行います。
2. 多様な成績評価基準に基づき厳格に評価を行います。
3. 学生は自己の学修を振り返り、自己を評価し、教員はこの自己評価に基づいて指導します。
4. ディプロマ・ポリシーに基づき、学修成果の評価を行います。

4. 講座の名称及び概要

講座の名称	講 座 の 概 要
生活・基盤看護科学講座	人々の健康と生活を支援するための基盤となる看護科学の知識、理論、技術について教育・研究を行う3領域から構成される講座です。 基礎看護学領域では、看護学の概念や理論体系、基礎看護技術、人間の身体のおしくみ、看護実践に活かす教育方法やマネジメントの教育・研究を行っています。 地域看護学領域では、生活の場においてあらゆる人々の健康を高めていく知識や理論、方法論について教育・研究を行っています。保健師免許取得のための公衆衛生看護学専門科目も担当しています。 在宅看護学領域では、健康問題を抱えながら地域生活を送る人々と家族へのより良い支援を目指し、関連する知識や諸理論、方法論の教育・研究を行っています。
子育て世代・子ども健康看護科学講座	現代社会は、性、生殖、家族に対する考え方が多様化しています。また、生殖医療、遺伝・ゲノム医療が身近なものになり、生命の誕生や医療の提供のあり方にも変化をもたらしています。 子育て世代・子ども健康看護科学講座では、リプロダクティブヘルス・ライツ、結婚、妊娠・出産、ワークライフバランス、あらゆる健康レベルの子どもと家族の健康的な生活等の様々な発達課題や健康課題に対して看護が果たすべき役割を科学的に考え、子育て世代と子どもの尊厳を守りながら実践につなぐことができる人材を育てることを目指しています。
統合臨床看護科学講座	統合臨床看護科学講座は、成人・老年看護学、精神看護学、臨床薬理学の領域から構成されています。あらゆる健康ステージにおける看護の実践と研究を探究することを大きな目標にしています。あらゆる健康ステージには、健康の維持増進、疾病罹患の予防、多彩な療養の段階に応じたケア、死と遺族を含めた人生の終末期への関わり、というすべてのステージが含まれます。私達はこれらのステージで、多様な社会におけるクライアントとその重要他者の人々への心身のサポート（看護）を広く、深く、科学的に探究しています。

5. 看護学科の特色

(1) 情操豊かな人間性の育成

あらゆる健康状態にある人々、さまざまな生活背景や社会的背景を持つ人々を対象に看護を行うためには、自己の人間性を豊かにする幅広い知識・教養、豊かな情操性、人間性への深い洞察力、論理的な思考力、的確な判断力が必要です。そのため、専門的な知識・技術はもとより、教育課程において次のような工夫を行っています。

1) 授業科目の工夫

教養教育科目に幅広い知識・教養、豊かな情操性を身に付けるための科目を設定し、学生の主体性が発揮できるよう選択科目を多く設定しています。

2) 教育方法の工夫

学生が主体的な学習活動ができるよう、グループ活動、少人数による演習・セミナー等を設定しています。また、地域との交流などの学外活動を取り入れています。さらに医療チームの一員である医師と看護職との相互理解を図るために、医学科との合同講義を取り入れています。

実習については、看護職として対象者に学びつつ成長していけるよう、1年次から医療施設・福祉施設・地域において対象者と接する機会を設けています。

3) 学習環境の工夫

他学部生、留学生との交流、附属病院内の医療従事者との交流等、様々な経験を持つ人々とともに学習する機会を多くし、それらを通してチーム医療に対する理解を深める工夫をしています。

(2) 高度な医療・技術に対応できる資質の高い看護専門職の育成

変化しつつある保健医療福祉の現場において生命尊厳への畏敬の心を第一義としたチーム医療を提供し、高度先端医療（周産期医療を含む）や終末期医療を含む在宅医療等に関連する援助を地域へ還元できる看護専門職の育成に向けて、以下のような工夫を行っています。

1) 授業科目の工夫

現代社会において極めて重要な課題になっている生命倫理の考察を通じて、看護専門職として生命尊厳に深い認識が持てるよう、「臨床倫理」を設定しています。

看護に共通する科目として統合と実践に、専門職として看護を科学的に探究する「看護研究Ⅰ」、「看護研究Ⅱ」や、社会の変遷に対応する人材を養成するために「遺伝看護」、「災害看護論」、「健康運動看護実践論」、「看護教育発達論」、「心地よさをもたらす看護技術」、「AYA世代の健康課題」、「がん看護」の科目を設定しています。

2) 医学科・附属病院との連携

エイズ拠点病院・臓器提供施設に指定され、遺伝子診断開発等、高度な医療を提供・開発できる特定機能病院としての附属病院を併設している本学においては、専門的な知識・技術、的確な判断力・実践力を備えた資質の高い看護専門職の育成が可能です。そこで、医学科および附属病院の人材、施設・設備を有効に活用し、高度なチーム医療の看護を目指し、綿密な連携に基づき、意図的、組織的、体系的な教育を行っています。

3) 専門性の育成

専門的な知識・技術及び的確な判断力・実践力を育むため、実践を通じた教育を重視しています。

また、学生の主体的学習態度を育成するとともに、看護の総合的・実践的能力を高め、将来の進路選択の機会となるよう、専門科目に、選択科目および総合実習を設定しています。

さらに、看護を科学的に追究し、専門職として研究活動を継続していく知識と態度の基礎を身に付けていくため、「看護研究Ⅰ・Ⅱ」を設定しています。

6. 修学関係

(1) 履修指導方針

本学看護学科の教育課程では、学生が余裕を持って自主的学習ができるように必修単位数を設定し、情操豊かな人間性を育めるよう選択科目を配慮しています。（詳細は、教養教育科目教育課程表及び看護学科専門科目教育課程表を参照してください。）

(2) 卒業要件単位数

必修 125 単位（教養教育科目 26 単位、専門基礎科目 26 単位、専門科目 73 単位）、および選択科目の中から任意に履修した 6 単位以上（教養教育科目 4 単位、専門科目 2 単位）の計 131 単位以上です。なお、保健師課程の履修は選抜制です。別途 11 科目 17 単位の履修が必要です。

(3) 養護教諭二種免許について

保健師免許取得後、申請により養護教諭二種免許が得られますが、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の単位取得が必要となります。

(4) 欠席について

体調が悪く欠席しようとするとき等は、医療人育成課で作成している欠席連絡フォームに登録してください。なお、入力前に授業・実習担当教員へ直接連絡する必要もあります。これらの手続きを怠った場合は、試験や成績評価を受けられないことがあります。

※教養教育科目については、「宮崎大学教養教育科目の受講及び成績評価に関する細則」に従ってください。

(5) 試験について

1) 学習の成果を評価するために、試験が実施されます。試験には、定期試験、追試験及び再試験があり、定期試験は、学期末又は学年末に行われますが、科目によっては随時行うこともあります。

2) 病気等（インフルエンザ等）特別な事情により定期試験を受けることができなかった場合は追試験を、定期試験又は追試験を受験したが不合格になった場合は再試験を行うこともありますので、受験に当たっては、科目担当教員に十分に確認してください。

なお、病気を理由とする追試験を行う場合は、必ず診断書を担当教員へ提出することが必要となります。

3) 試験は、筆記、口頭又はレポート等によって行われます。また試験の日時等は、学生ポータルサイトや掲示等によってお知らせします。

4) 試験は、各科目の講義・実習等のそれぞれの 3 分の 2 以上出席しなければ、原則として受験資格が認められませんので注意してください。

その他受験上の心得として、次のことが教授会において取り決められています。

① 試験室の入室について

試験室には、前時間帯の試験監督者が退室するまでは入室できない。

② 答案用紙について

- ・ 学籍番号及び氏名を必ず記入すること。
- ・ 答案用紙は、室外に持ち出すことを禁ずる。

③ 遅刻及び退室について

遅刻：原則として試験開始時刻から 30 分を経過した場合は、入室は認められない。

退室：原則として試験開始時刻から 30 分を経過しなければ退出は認められない。

④ 学生証の提示について

学生証は、受験中必ず机の上に置いておくこと。

⑤ 用具等の持込について

机上には、筆記用具及び許可されたもの以外は置いてはならない。携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末などの電子機器を教室に持ち込む場合、試験開始前に全ての電子機器類のアラームを解除のうえ、電源を切り、全ての電子機器類をカバン等にしまうこと。

⑥ 用具等の貸借について

試験中の用具等の貸借は原則として許可しない。

⑦ その他

カンニング等の不正行為をした者は、学務規則により停学等の懲戒に処せられ、併せて当該学期の専門基礎科目、専門科目の試験及びその他レポート等の審査の成績評価はすべて無効となる。

※ 教養教育科目については、「教養教育科目の定期試験等の受験心得」に従ってください。

(6) 成績評価及び進級と原級（留年）

1) 成績評価

各科目の成績評価は、学習態度及び出席状況を総合的に判断して行います。

また、各科目の成績評価は、100 点満点とし、60 点以上を合格とします。可否の結果は、WEB 上でお知らせします。

2) 進級と原級（留年）

次の学年に進級させるか、或いは進級を認めず原級に留める（留年）かは、宮崎大学医学部履修細則に基づき、学年末に行われる進級判定会議（教授会）において審議し、決定します。この進級判定結果は、進級判定会議後に掲示でお知らせします。

原級となった場合は、翌年度も同じ学年に留まり、不合格となった科目を再履修したうえで試験に合格することが進級の要件となります。

3) 成績評価に対する異議申し立て

医学部専門科目の成績評価に異議がある場合は、医療人育成課を通じて異議を申し立てることができます。

(7) 在学中の異動

休学、復学及び退学等の在学中の異動にあたっては、事前に保証人、グループ担当教員及び医療人育成課職員等と相談して次の手続きをとってください。

1) 休学

① 病気、家庭の事情、一身上の都合等によって2か月以上にわたり修学できない場合は、医療人育成課教務係で休学願用紙の交付を受け、休学を願い出ることができます。

なお、休学の事由が病気の場合は医師の診断書を必ず添付しなければなりません。

また、休学する場合及び許可されている休学期間が満了になっても、なお、引き続いて休学の必要がある場合は、休学を開始する2か月前までに（休学延長の場合は期間

終了の2か月前までに)休学願を提出する必要があります。

これ以降に手続きした場合、希望する休学開始日から休学できない場合がありますので、くれぐれも注意してください。

- ② 休学できる期間は通算で最長4年間までとなっています。この期間を経過しても復学できない場合には、除籍処分の対象となりますので、注意してください。

2) 復学

休学事由が消滅して復学する場合は、医療人育成課教務係で復学願用紙の交付を受け、復学を願い出てください。なお、病気により休学した場合は、修学可能である旨が記載された医師の診断書を必ず添付しなければなりません。

3) 退学

病気、その他やむを得ない事情等、本人の都合により退学する場合は、医療人育成課教務係で退学願用紙の交付を受け、退学を願い出てください。なお、病気により退学する場合は医師の診断書を必ず添付しなければなりません。

4) 除籍

当該年度の授業料を年度内に納めなかった者、在学期間が満了しても卒業或いは進級の要件を満たさなかった者、休学期間が満了しても復学できない者及び長期間にわたり行方不明の者等は、本人の意思にかかわらず、学生としての身分を失うこととなりますので注意してください。

5) 懲戒

本学で定められた諸規程等に違反したり、又は学生としての本分に反する行為等一定の義務に違反した者に対し退学、停学又は訓告の処分が課せられることとなりますので、常日頃から本学の規則又は秩序の維持等については注意を払ってください。

(8) 国家試験

- 1) 看護学科の卒業要件を充当し、卒業が見込まれる者は看護師の国家試験の受験資格が得られます。また保健師課程を専攻し必要な単位を修得した者は保健師の国家試験の受験資格が得られます。看護師、保健師の国家試験は毎年2月中旬から下旬に各々実施されます。

国家試験の詳細は厚生労働大臣から発表された時点でお知らせしますが、出願手続きに必要な事項については説明会を行いますので、各自で国家試験の受験準備を進めておくようにしてください。

- 2) 保健師助産師看護師法第9条で、以下の各号の一に該当する者には免許を与えないことがあると規定されています。

①罰金以上の刑に処せられた者、②保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者、③心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの、④麻薬、大麻又はあへんの中毒者。罰金以上の刑に該当する事例として、30キロ以上のスピード違反や飲酒・酒気帯び運転、無免許運転、人身事故などがあります。日頃から安全運転に心がけることは当然ですが、万一に上述のような違反や事故を起こした場合は、速やかに医療人育成課学生支援係へ報告してください。

7. 成績指標値(GPA)の解説と注意

宮崎大学では、学習・教育目標を高いレベルで達成するため、学修状況チェックの一つの指標として成績指標値(GPA)を導入しています。GPAの目的や内容について以下に解説します。

[1] GPAとは何ですか？

GPA(成績指標値)は“Grade Point Average”の略で、履修科目成績に単位数の重みづけをした平均です。“単位の実質化”の観点に基づき、4単位科目は2単位科目の2倍の学習が求められ、その成績も2倍の重みを付けてGPAを算出します。

GPAには、“学期GPA”(学期毎の履修科目のGPA)、“年間GPA”(1年間の履修科目のGPA)、“通算GPA”(1年から現時点までの履修科目のGPA)の3種類があります。

[2] GPAを使う目的は？

学期GPAや年間GPAの値から、成績の伸びや学習状況などの変化を客観的に判断することができます。また、学習の到達度を数値的に明確にできます。

授業担当教員等が学生個々の学修状況を確認し、適切な履修指導や学習アドバイスを行うことも目的の一つです。

[3] GPAはこの計算式で計算します！

履修カルテシステムで用いているGPAの計算式は、以下となっています。

$$GPA = \Sigma(\text{登録科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) / (\text{登録科目の単位数の合計})$$

※「登録科目」は、科目登録修正期間後に確定した登録科目とする。

ただし、 $GP = (\text{受講科目の100点満点の評価点} - 54.5) / 10$

Σ は、各学期または累積の受講科目に関する合計を示します。

また、出席不足と未受験及び不合格科目ではGP=0とします。

履修登録科目の全てをGPA対象科目とします。

【GPAの計算例】

科目名	単位数	評価点	GP	GP×科目単位数
△△学	2	85	$(85-54.5)/10=3.05$	$3.05 \times 2=6.10$
〇〇学	2	51	$(51-54.5)/10=0$	$0 \times 2=0$
□□論	1	68	$(68-54.5)/10=1.35$	$1.35 \times 1=1.35$
* * 演習	4	72	$(72-54.5)/10=1.75$	$1.75 \times 4=7.00$
合計	9			14.45

よって、 $GPA = 14.45 / 9 = 1.60$ （小数点3位以下を切り捨て）

学期GPAは、各学期の全科目を対象に学期毎に計算した値です。年間GPAは、1年間の全科目を対象に年次毎に計算した値です。通算GPAは、1年次から現在在学している年次の学期までに履修した全科目から計算した値です。

GPAでは、出席不足と未受験及び不合格となった科目はGPが0点として集計の計算対象としています。教養教育科目で安易にたくさんの科目を履修登録して、実際には受講しない場合は0点評価の科目が増えてGPAが低くなります。選択科目で科目登録した科目は、きっちりと学習をして単位を取得することがGPAを下げないために重要となります。

[4] 科目履修登録の“中止”は修正期間内に必ず行おう！

教養教育科目の個人で科目登録した科目を履修中止にする場合、科目履修登録の修正期間内に「履修中止」を行って下さい。履修中止の手続きにより登録削除を行わない場合、その科目のGPは0となりGPAが下がります。

[5] GPAはどのように利用されるのですか？

(1)学生自身の活用

学期毎のGPAが計算されるので、自分の学習成果の履歴を把握でき、さらなる向上を目指して学習努力を続けることへの励みになります。

(2)学生表彰や課程選抜への活用

GPAを卒業時に優秀学生の表彰に活用しています。また、看護学科では保健師課程への選抜にも活用しています。さらに、授業料免除等の基準などに利用することも検討をしています。

[6] GPAの数値の目安は？

GPAは0～4.55の範囲の数値となります。学修状況を自己点検する場合は、以下を目安にして下さい。GPAが高いほど良い学修状況で推移していると判断して下さい。

GPA	1ポイント台	2.5ポイント前後	3.0ポイント前後	3.5ポイント以上
成績レベルの目安	かなり低いレベルで集中して学習する必要があります。	平均的レベルですがさらに学習の努力が必要です。	かなり優れたレベルですのでさらに向上させる目標を持ちましょう。	優秀なレベルですので、継続してポイントを維持しましょう。

[7] GPAを確認する方法は？

医療人育成課の窓口にお問い合わせください。

看護学科 カリキュラム図

専門科目										[保健師課程]		
専門科目												
	人間理解	健康と疾病理解 臨床薬理学	保健社会の仕組みの理解	基礎看護学	在宅看護学	地域看護学	成人・老年看護学	精神看護学	小児看護学	母性看護学	統合と実践	公衆衛生看護学分野
4年	臨床倫理			在宅看護学 基礎看護学 在宅ケア実習 在宅看護学実習Ⅱ 在宅看護学実習Ⅲ								公衆衛生看護学演習 公衆衛生看護学管理 公衆衛生看護学福祉行政論 保健医療福祉行政論 公衆衛生看護学実習Ⅰ 公衆衛生看護学実習Ⅱ
3年	(ENP BⅢ)			看護管理学 医療安全論	ひむか看護実習Ⅱ 在宅看護援助論 在宅ケア実習		成人看護援助論Ⅳ 成人看護援助論Ⅴ 老年看護援助論Ⅱ 成人・老年看護学実習Ⅰ 成人・老年看護学実習Ⅱ 成人・老年看護学実習Ⅲ	精神看護援助論Ⅱ 精神看護学実習 精神看護援助論Ⅲ 小児看護学実習	小児看護援助論Ⅲ 小児看護学実習	母性看護援助論Ⅱ 母性看護学実習	看護研究Ⅰ 遠伝看護 健康運動看護実践論	公衆衛生看護学概論 地区活動論 保健指導技術論 健康教育Ⅱ 疫学演習
2年	臨床心理学 (ENP BⅡ)	感染症学 薬理学 疾病・治療総論 疾病・治療Ⅰ 疾病・治療Ⅱ 疾病・治療Ⅲ	公衆衛生学 疫学・保健統計 社会福祉論 看護関係法規	基礎看護技術Ⅲ 看護過程 基礎看護学実習Ⅱ	在宅看護論	対象別地域看護援助活動 健康課題別地域看護援助活動 健康教育Ⅰ	成人看護学概論 成人看護援助論Ⅰ 成人看護援助論Ⅱ 成人看護援助論Ⅲ 老年看護学概論 老年看護援助論Ⅰ	精神看護学概論 精神看護援助論Ⅰ 精神看護援助論Ⅱ	小児看護学概論 小児看護援助論Ⅰ 小児看護援助論Ⅱ	母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰ		
1年	発達論 医学・医療概論	解剖生理学演習 栄養生化学 栄養生化学演習 臨床病態学		看護学原論 基礎看護技術Ⅰ 基礎看護技術Ⅱ ひむか看護実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅰ 看護理論	ひむか看護論							

導入科目：大学教育入門セミナー／情報・データリテラシー／英語／専門接続系
 課題発見科目：データサイエンス系／自然・生命・技術系／人文・社会・芸術系
 未来共創科目：構想・デザイン系

看護教育科目

斜体：選択科目
 ()：自由科目
 網掛け：保健師課程

教養教育科目		授業科目名	授業方法	1年		2年	計	備考
区分	科目群			前期	後期	前期		
導入科目	大学教育入門セミナー	大学教育入門セミナー	講義	2			2	1年次に修得すること
	情報・データリテラシー(情報倫理を含む)	情報・データリテラシー	講義	2			2	1年次に修得すること
	COM	英語Na1	講義	2			4	1年次に修得すること
		英語Nb1	講義	2				
	ESP	英語Na2	講義		2		4	1年次に修得すること
		英語Nb2	講義		2			
		医療英語(ENP B I)	講義			2	2	2年次に修得すること
		生命を知るN	講義	2			2	
	専門接続系	スポーツ科学 I	実技	1			1	1年次に修得すること
		スポーツ科学 II			1		1	
		NVCで育む対話能力	講義	2			2	
課題発見科目	データサイエンス系	データサイエンス入門N	講義		2		2	1年次に修得すること
	自然・生命・技術系	環境と生命	講義	2			2	
	人文・社会・芸術系	(系の科目のうち、自由選択)	講義		②		②	
	地域・国際・学際系	-	-		-		-	
		地域キャリアデザイン I (キャリア)	講義	2			2	1年次に修得すること
未来共創科目	構想・デザイン系(キャリアを含む)	地域キャリアデザイン I (国際)	講義	②※			②	2単位選択必修 1年次に修得すること
		地域キャリアデザイン I (地域)	講義		②			
		地域キャリアデザイン I (プロジェクト設計)	講義					
	協働・創造系	-	-		-		-	
教養教育科目卒業要件単位 合計				28		2	30	

※(COM) communication

※(NVC) Nonviolent Communication

※前学期集中講義

※(ESP) English for Specific Purposes

※(ENP) English for Nursing Professionals

看護学科専門科目(専門基礎科目)教育課程表

区分		授業科目	授業方法	単位数		1年		2年		3年		4年		備 考
				必修	選択	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
専門基礎科目	人間理解	発達論	講義	1		1								必修4単位
		医学・医療概論	講義	1		1								
		臨床心理学	講義	1				1						
		臨床倫理	講義	1									1	
		ENP BⅡ	講義		(4)			(2)	(2)					
		ENP BⅢ	講義		(4)					(2)	(2)			
	健康と疾病理解	解剖生理学	講義	2		2								必修16単位
		解剖生理学演習	演習	1			1							
		栄養生化学	講義	2			2							
		栄養生化学演習	演習	1			1							
		臨床病態学 (疾病の成因と生態防御)	講義	2			2							
		感染症学	演習	1				1						
		薬理学	講義	2				2						
		臨床薬理学	講義	1								1		
		疾病・治療論総論	講義	1				1						
		疾病・治療論Ⅰ (循環器系・腎臓・呼吸器系・内分泌・免疫・膠原病)	演習	1				1						
		疾病・治療論Ⅱ (消化器系、脳・神経系、血液、乳腺、麻酔)	演習	1				1						
		疾病・治療論Ⅲ (運動・感覚器系、泌尿生殖器系)	演習	1					1					
	保健社会の仕組 の理解	公衆衛生学	講義	2					2					必修6単位
		疫学・保健統計	講義	1					1					
		社会福祉論	講義	2				2						
		看護関係法規	講義	1				1						
合 計			必修26単位											26単位以上修得

※()印は自由科目

※ ENP (English for Nursing Professionals)

看護学科専門科目教育課程表

区分	授業科目	授業方法	単位数		1 年		2 年		3 年		4 年		備 考
			必 修	選 択	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	
専 門 科 目	看護学原論	講義	2		2								必修73単位
	基礎看護技術Ⅰ (看護共通技術)	演習	2		2								
	基礎看護技術Ⅱ (日常生活援助技術)	演習	2			2							
	基礎看護技術Ⅲ (診療を支える看護技術)	演習	2				2						
	看護理論	講義	1			1							
	看護過程	演習	1					1					
	看護管理学	講義	1						1				
	医療安全論	講義	1						1				
	症状・徴候からみるフィジカルアセスメント	演習	1									1	
	ひむか看護実習Ⅰ	実習	1		1								
	基礎看護学実習Ⅰ	実習	1		1								
	基礎看護学実習Ⅱ	実習	2					2					
	在宅看護学 ひむか看護論	講義	2		2								
	在宅看護論	講義	2					2					
	在宅看護援助論	演習	1						1				
	ひむか看護実習Ⅱ	実習	1						1				
	在宅ケア実習	実習	2							2			
	地域看護学 対象別地域看護活動	講義	2					2					
	健康課題別地域看護活動	講義	1					1					
	健康教育論Ⅰ	講義	1					1					
	成人看護学概論	講義	1				1						
	成人看護援助論Ⅰ (慢性期における看護)	演習	1				1						
	成人看護援助論Ⅱ (急性期における看護)	講義	1				1						
	成人看護援助論Ⅲ (周手術期における看護)	演習	1					1					
	成人看護援助論Ⅳ (慢性・終末期における看護)	講義	1						1				
	成人看護援助論Ⅴ (看護過程と援助技術)	演習	1						1				
	老年看護学概論	講義	1				1						
	老年看護援助論Ⅰ (生活機能障害を持つ高齢者の看護)	講義	2					2					
	老年看護援助論Ⅱ (晩年期の課題解決に向けた看護)	演習	1						1				
	成人・老年看護学実習Ⅰ (クリティカル領域における看護)	実習	1							1			
	成人・老年看護学実習Ⅱ (病棟・外来における看護)	実習	3							3			
	成人・老年看護学実習Ⅲ (多様な場における高齢者の看護)	実習	3							3			
	精神看護学概論	講義	1				1						
	精神看護援助論Ⅰ (疾病の理解と看護援助)	講義	2					2					
	精神看護援助論Ⅱ (精神看護援助実践への理論と展開)	演習	1						1				
	精神看護学実習	実習	2							2			

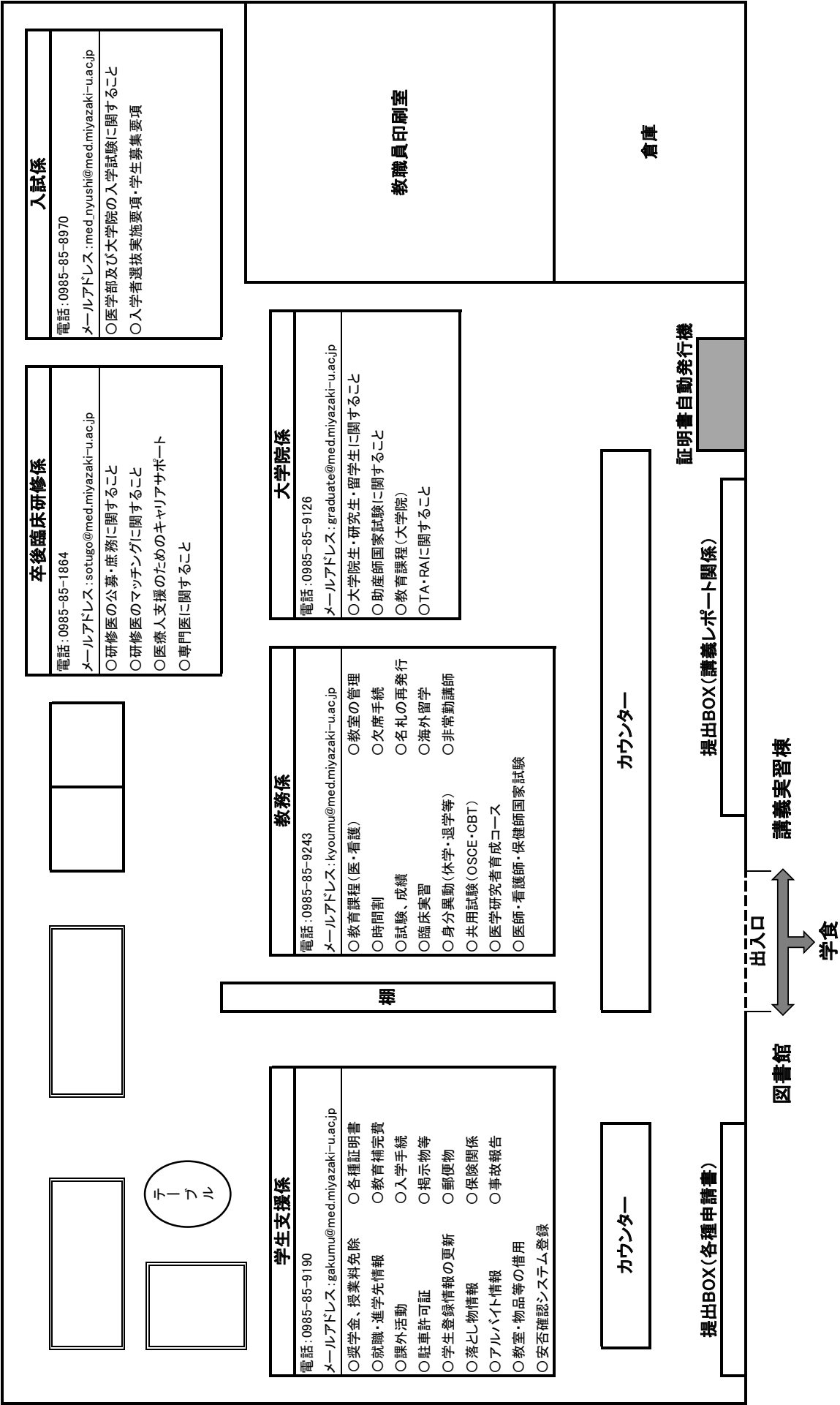
区分		授業科目	授業方法	単位数		1年		2年		3年		4年		備考	
				必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門科目	小児看護学	小児看護学概論	講義	1				1						選択2単位	
		小児看護援助論Ⅰ (子どもと家族の健康支援)	講義	1				1							
		小児看護援助論Ⅱ (子どもの療養・治療と看護)	演習	1					1						
		小児看護援助論Ⅲ (子どもの健康障害と看護)	演習	1						1					
		小児看護学実習	実習	2							2				
	母性看護学	母性看護学概論	講義	1				1							
		母性看護援助論Ⅰ (性と生殖に関する健康支援)	講義	1					1						
		母性看護援助論Ⅱ (周産期における健康支援)	演習	2						2					
		母性看護学実習	実習	2							2				
	統合と実践	看護研究Ⅰ (看護研究基礎)	講義	2							2				
		看護研究Ⅱ (看護研究演習)	実習	2									2		
		遺伝看護	講義	1							1				
		災害看護論	講義	1									1		
		総合実習	実習	3									3		
		健康運動看護実践論	講義		1						1				
		看護教育発達論	講義		1										1
心地よさをもたらす看護技術		講義		1								1			
AYA世代の健康課題		講義・演習		1									1		
がん看護	講義		1								1				
合 計				必修73単位 選択2単位										75単位以上を修得	
総 計				必修99単位 選択2単位										131単位以上を修得	

保健師課程

区分		授業科目	授業方法	単位数	1年		2年		3年		4年		備 考
					前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	
専門科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	講義	1					1				17単位を修得※
		公衆衛生看護演習	演習	1							1		
		地区活動論	講義	2					2				
		保健指導技術論	講義・演習	2					2				
		健康教育論Ⅱ	講義	1					1				
		疫学演習	講義・演習	2					2				
		公衆衛生看護管理	講義	1								1	
		公衆衛生看護管理演習	演習	1								1	
		保健医療福祉行政論	講義	1								1	
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	実習	3							3		
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	実習	2								2	
合 計				17									17単位を修得※

※ 卒業要件の131単位を修得の上、上記17単位が必要

医療人育成課座席配置図(基礎臨床研究棟1階東側)



3. 学生生活

1. 教務委員会

本学部には、教育課程の編成、進級、卒業、休学及び退学等の学生の身分並びに学生の課外活動や福利厚生に関することについて審議する機関として教務委員会があり、委員長には、教務担当の副学部長が充てられています。

2. グループ担当教員制度（医学科）

医学科では、学生として在学期を過ごす中で、勉学や学生生活上の諸問題などについて、気軽に相談し、指導・助言等を受ける場としてグループ担当教員制度を設けております。これは授業を担当される先生3名と2年生から6年生までの先輩約15名で構成されており、1年生の皆さん方も各グループに所属することになっております。

入学後の学生生活を有意義なものとしてもらうため、あるいは次に掲げるようなことで、大いに活用してもらうための制度です。気軽に担当教員や上級生へ相談してください。

- ① 学生の進路・適性に関すること。
- ② 休学、退学、復学等の相談に関すること。
- ③ 奨学金、研修医等願書提出に伴う推薦書の記載に関すること。
- ④ 学生の人間関係又は性格上の適応指導に関すること。
- ⑤ 学生に関する事件、事故等の收拾及び解決のための世話に関すること。
- ⑥ 教員と学生の懇談会に関すること。
- ⑦ その他、学生生活に関することなど。

3. グループ担当教員制度（看護学科）

看護学科では、学生として在学期を過ごす中で、勉学や生活上の諸問題について気軽に相談し、指導・助言などを受ける場としてグループ担当教員制度を設けました。これは、看護学科の全教員が3人一組の体制で各学年の6～7名を担当し、教員と学生、学生相互の人的交流を図り、継続的な支援を通して学生生活の充実を目指します。

入学後の学生生活をより有意義なものとしてもらうために、あるいは次に掲げるようなことで、大いに活用してもらうための制度です。気軽に担当教員や上級生に相談し活用してください。

（1）勉学上の相談・支援・指導

- ① 履修および単位取得などに関すること
- ② 就職、進学など進路に関すること
- ③ 異動に関すること（休学、退学、復学、除籍及び懲戒など）
- ④ そのほか修学上の相談に関すること

（2）生活上の相談・支援・指導

- ① 健康や経済的な問題に関すること（奨学金、他）
- ② 学生間の人間関係や心理的な面に関すること
- ③ 事故や事件に関すること
- ④ その他、学生生活に関すること

4. 医療人育成課

医療人育成課は、みなさんの入学から卒業までの修学（カリキュラム・試験・成績等）、福利厚生（経済生活・健康管理）、課外活動その他学生生活全般に関する対応を行う部署となります。相談等があればいつでもお越し下さい。

なお、医療人育成課の窓口事務取扱時間は、原則として平日 8 時30分から17時15分になっています。

教務係（カリキュラム・試験・成績等・実習等）

医学科担当 0985-85-9194

看護学科担当 0985-85-9195

学生支援係（奨学金・授業料免除・課外活動・物品借用等）

0985-85-9190

入試係（入学試験関係） 0985-85-8970

大学院係 0985-85-9126

医療人育成課 FAX 番号 0985-85-0693

※平日の時間外、土日祝等の休日の緊急連絡先

時間外受付 0985-85-1220

5. 一般的注意事項

（1） 公用掲示板（学生への連絡用）

大学が学生に対して行う連絡事項は、医学部ポータルサイトおよび公用掲示板で行います。掲示の見落としによって受験ができなかったり、書類などの提出が遅れるなど不利益が生じることがありますので、ポータルサイト及び掲示は必ず毎日確認してください。

公用掲示板は、講義実習棟の玄関横（医学科1年生～2年生）と講義実習棟3Fエレベーター前（医学科3年生）と、臨床講義室前（医学科4年生～6年生）と、総合教育研究棟2階各講義室前（看護学科1年生～4年生）にあります。

（2） 共通掲示板（学生への連絡用）

各学年共通の掲示板で、講義実習棟から福利施設棟への出入口近くに医学科共通掲示板が、医療人育成課前に看護学科共通掲示板が設置されています。ここには、グループ担当教員割振表、授業料免除及び奨学金に関する連絡事項、注意喚起の文書等が掲示されますので、見落とし等により不利益が生じることが無いよう、掲示板は常に見るよう心掛けてください。

（3） 学生用掲示板

学生が掲示をする場合は、講義実習棟1階学生控室に設置してある掲示板及び講義実習棟各階ピロティーと総合教育研究棟1階ピロティーに設置してある掲示板を利用してください。また、各教室にも連絡板が設けてありますので学生間の連絡・掲示等に活用してください。ただし、掲示及び印刷物の配布に当たっては、次の事項を厳守してください。

① 事前に必ず医療人育成課学生支援係の確認を受けること

② 次のいずれかに該当するものは掲示できません。

- ・ 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの
- ・ 虚偽の事項を記載したもの
- ・ 内容、形状等に品位を欠くもの

③ 掲示物等で次のいずれかに該当するものについては、撤去又は没収することがあります。

- ・ 責任の所在が不明なもの

- ・その他医学部長が不適当と認めるもの
- ・医療人育成課許可印の無きもの

(4) 名札の着用

名札は、1年時に医学部学生全員に貸与します。次の点に留意して大事に使用してください。

- ① 授業担当教員の指示に従って、着用してください。特に、臨床実習を含む実習の場合は、必ず着用してください。
- ② 紛失した場合は、医療人育成課教務係に申し出てください。

(5) ロッカーの貸与

学生一人に1個のロッカーを貸与します。ロッカー内、ロッカー室内ともに整理整頓を心掛けてください。なお、貴重品及び危険物等は、絶対にロッカーに入れないでください。

ロッカーの鍵を紛失した場合：指定の鍵屋にて、自己負担で複製となります。医療人育成課学生支援係にてマスターキーの貸出し希望を申し出て下さい。

※ロッカー室に掲示している「ロッカー利用の心得」に従ってください。

(6) 構内交通規制等

①自転車通学

学内で定められた駐輪場に整理して停め、施錠を忘れないようにして下さい。

②バイク通学

バイク通学する場合は自賠責保険だけでなく、任意保険にも加入して下さい。

③自動車通学

所定の手続きを終えた学生に学内の車輛乗り入れを許可しています。交通ルールを守り、指定された駐車場にのみ駐車してください。違反した場合、医学部長宛の反省文作成及び駐車許可の取消処分が科されます。なお、患者さん専用の外来駐車場及び職員駐車場に駐車するなど悪質な者に対しては、卒業までの乗り入れ禁止、停学処分等の措置を取ります。構内交通ルールは厳守してください。

種 別	入構対象者	駐 車 場	備 考
四輪車	すべての学生	W-1 W-2 W-3	・駐車場の利用にはパスカード発行手続（発行手数料及び入構整理料の支払）が必要です。※年度毎更新あり。 ・更新は入構整理料（4,800円／年）を一括で支払っていただきます。 ・「許可シール」をルームミラーの裏に車外から見える様に貼して下さい。
二輪車 （自転車を含む）	すべての学生	講義実習棟北側 講義実習棟西側 総合教育研究棟東側	

注 意

- 1 駐車場以外は駐車禁止区域です。
- 2 年度毎にパスカード更新手続きがあります。更新手続きについては別途通知します。（手続きしなかった場合、パスカードは利用できなくなります。）
- 3 通学用の車輛を変更した場合は、その都度、医療人育成課学生支援係へ届け出てください。
- 4 車輛乗り入れの必要がなくなったとき（卒業、退学、通学方法変更等）は、必ず「入構パスカード」を返却してください。

○. 医学科・看護学科オリエンテーション、説明会、講習会一覧

以下表のとおり、在学期間中は全体向けのオリエンテーション・説明会・講習会が多数予定されています。

詳細は、新年度におけるオリエンテーション等で配布する俯瞰表や、ポータルサイトの掲示板機能やメールで通知する案内を確認してください。なお、以下表の行事は全員出席（一部対象者のみのものも有）が原則です。予定確保をお願いします。

行事の追加や開催月が変更となる場合がありますので、各自メールやポータルサイトを適時確認してください。

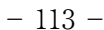
医学科

開催月	行事名	対象年次
4月	新入生オリエンテーション	1
	在学生オリエンテーション	2～4
5月	研究室配属説明会	3
6月	マッチング登録説明会	6
7月	臨床診断学/実習オリエンテーション	4
	クリニカル・クラークシップⅡローテイト説明会	5
8月	Pre-CC OSCE受験説明会	4
	Post-CC OSCE受験説明会	6
9月	臨床診断学/症候学オリエンテーション	4
	CBT受験説明会	4
10月	解剖体追悼式	2
	国家試験：申請説明会	6
11月	研究室配属発表会	3
	臨床医学開始：オリエンテーション	3
	クリニカル・クラークシップⅠ：実習生事前講習会	4
	クリニカル・クラークシップⅡ：実習生事前講習会	5
12月	研究室配属発表会（海外）	3
1月	国家試験：受験説明会	6
2月	国家試験	6
3月	在学生オリエンテーション（内容は新5年次、新6年次向）	4～5

看護学科

開催月	行事名	対象年次
4月	新入生オリエンテーション	1
	在学生オリエンテーション	2～4
	第1回就職・進学ガイダンス	3
5月		
6月		
7月	第2回就職・進学ガイダンス	3
	専門領域看護学実習オリエンテーション	3
8月		
9月		
10月	解剖体追悼式	2
	国家試験：申請説明会	4
11月		
12月	電子カルテオリエンテーション	2
1月	国家試験：受験説明会	4
2月	国家試験	4
3月		

令和7年1月現在



4. 福利厚生

1. 福利施設

学生・教職員のための福利厚生施設として食堂、売店及び書店があります。食堂、売店及び書店は業者等に委託して営業していますので、営業時間等に留意して利用してください。

(1) 食 堂

食堂は、定食類・麺類等を提供しています。さらに、食品コーナーを設け、弁当・パン・飲料・菓子等の販売を行っています。

営業時間は、食堂が11時から19時まで、食品コーナーが10時から19時までとなっています。

(※行事等により営業時間に変更となる場合があります。)

(2) ローソンS宮崎大学医学部店（売店） ※イトインコーナー併設

ローソンS宮崎大学医学部店（売店）は、食品・日用品の販売、収納代行、クリーニングの取次等を行っています。

営業時間は、平日8時20分から17時30分までとなっています。

(※行事等により営業時間に変更となる場合があります。)

(3) 書 店

書店は、教科書・参考書等の販売を行っています。

営業時間は、平日9時から17時までとなっています。

(4) 簡易郵便局

附属病院1階に簡易郵便局を開設しています。

取扱時間は、平日9時から16時までとなっています。

(5) 現金自動預金・支払機

附属病院1階に現金自動預金・支払機を設置しています。

利用時間は、平日9時から18時までとなっています。

5. 課外活動

1. 課外活動団体

(1) 団体への加入

課外活動とは正課以外に、学生が自発的に行っている知的・社会的な文化及び体育活動であるとされています。

課外活動が、大学教育の中で正課教育とならんで重要な要素を占めているのは、単に専門的な知識、技能の習得にとどまらず、人間性、社会性の涵養をこれによって図るためです。各人の適正や趣味にあったグループ活動を通じ、自主的・創造的能力を養い、また大学での責任ある一員として、共同生活の体験を蓄積することによって、豊かな教養と社会性を身に付けることは今日の大学が目指す共通の理念ともいえます。

本学部においても、次に掲げるとおり体育系、文化系併せて39団体が活発な活動を行っていますので、みなさんも、進んでこれらの活動に参加することを希望します。

清武キャンパス

① 体育系サークル (24団体)

柔 道 部	剣 道 部	弓 道 部
空 手 道 部	準 硬 式 野 球 部	ソ フ ト ボ ー ル 部
バ レ ー ボ ー ル 部	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 部	サ ッ カ ー 部
硬 式 テ ニ ス 部	ソ フ ト テ ニ ス 部	卓 球 部
バ ド ミ ン ト ン 部	ワ ン ダ ー フ ォ ー ゲ ル 部	水 泳 部
ラ グ ビ ー 部	ヨ ッ ト 部	漕 艇 部
ゴ ル フ 部	ウ ィ ン ド サ ー フ ィ ン 部	陸 上 競 技 部
ビ リ ヤ ード 部	ボ ク シ ン グ 部	フ ッ ト サ ル 部

① 文化系サークル (15団体)

室 内 学 部	合 唱 部	国 際 保 健 医 療 研 究 会
軽 音 楽 部	生 物 部	文 芸 部
聖 書 研 究 会	演 劇 部	写 真 部
漢 方 医 学 研 究 会	美 術 部	す ず か け 太 鼓
か る た 部	管 打 楽 器 部	M U S B

2. 課外活動用具等の貸出し

本学部では学生諸君がレクレーション等に必要な物品等を準備していますので、希望者は医療人育成課学生支援係で所定の手続きを行い貸出しを受けてください。

主な貸出物品は次のとおりです。

清武キャンパス貸出物品

品 目
ビデオカメラ
三脚
プロジェクター
スクリーン
クーラーボックス
バーベキューセット

3. 体育大会

(1) 九州・山口医科学生体育大会（九山医体）

九州・山口地区の大学医学部及び医科大学の医科学生が、学生相互の親睦を図り、併せて体育及び文化の向上に資するため、学生の手によって自主的に運営されている体育大会で、毎年3月下旬から5月上旬にかけて実施されています。

(2) 西日本医科学生総合体育大会（西医体）

西日本地区の大学医学部及び医科大学の医科学生が、学生相互の親睦を図り、併せて体質向上に資するため、学生の手によって自主的に運営されている体育大会で、毎年7月下旬から8月下旬に実施されています。

4. 学生会

宮崎大学医学部の学生による自治会組織で、学生間の交流、福祉の増進及び学生生活の向上に資することを目的としています。教授会、医療人育成課及び同窓会・後援会と共同で、よりよい学生生活実現のため、取り組んでいます。医学部全学生が会員です。学生全員による学生大会を年1回開催するほか、執行部等による定例会を開催しています。

6. 福利施設等使用心得

1. 医学部体育館使用心得

体育館を使用する場合は、次の事項を守ること。

- ① 館内では、必ず体育館専用のシューズを使用すること。
- ② 使用者は、常に整理整頓に留意し、使用後は原状に復すること。
- ③ 使用者は、戸締り、消灯を確認すること。
- ④ 使用者は、各自盗難防止に留意すること。
- ⑤ 館内の設備・備品等を破損・紛失した場合は、速やかに医療人育成課学生支援係に届け出て指示を受けること。
- ⑥ その他、担当係員の指示に従うこと。

2. 医学部弓道場使用心得

弓道場（以下「道場」という）を使用する場合は、次の事項を守ること。

- ① 使用者は、医療人育成課又は防災センターで道場の鍵を借用し、使用後は、戸締り、消灯を確認のうえ、返却すること。
- ② 道場の射場は土足で上がらないこと。
- ③ 使用者は、常に整理整頓に留意し、使用後は原状に復すること。
- ④ 使用者は、各自盗難防止に留意すること。
- ⑤ 道場内の設備・備品等を破損・紛失した場合は、速やかに医療人育成課学生支援係に届け出て指示を受けること。
- ⑥ その他、担当係員の指示に従うこと。

3. 医学部武道場使用心得

武道場を使用する場合は、次の事項を守ること。

- ① 使用者は、医療人育成課又は防災センターで武道場の鍵を借用し、使用後は、戸締り、消灯を確認のうえ、返却すること。
- ② 武道場には土足で上がらないこと。
- ③ 使用者は、常に整理整頓に留意し、使用後は原状に復すること。
- ④ 使用者は、各自盗難防止に留意すること。
- ⑤ 武道場内の設備・備品等を破損・紛失した場合は、速やかに医療人育成課学生支援係に届け出て指示を受けること。
- ⑥ その他、担当係員の指示に従うこと。

4. 清花グラウンド使用心得

グラウンドを使用する場合は、次の事項を守ること。

- ① 使用者は、医療人育成課又は防災センターでグラウンドの鍵を借用し、使用後は、戸締り、消灯を確認のうえ、返却すること。
- ② 使用時間（8時30分から日没まで）を厳守すること。
- ③ 使用者は、常に整理整頓に留意し、使用後は原状に復すること。
- ④ 使用者は、各自盗難防止に留意すること。

- ⑤ グラウンド内の設備・備品等を破損・紛失した場合は、速やかに医療人育成課学生支援係に届け出て指示を受けること。
- ⑥ その他、担当係員の指示に従うこと。

5. 医学部テニスコート使用心得

テニスコートを使用する場合は、次の事項を守ること。

- ① 使用者は、医療人育成課又は防災センターにてテニスコートの鍵を借用し、使用後は、戸締りのうえ、返却すること。
- ② 使用時間（8時30分から日没まで）を厳守すること。
- ③ 使用後は常に整備し、特に雨天後の使用についてはコートの状況等を十分考慮し適切な処置のもとに使用すること。（コート内には所定の運動靴以外で立ち入らないこと。）
- ④ テニスコート内の設備・備品等を破損・紛失した場合は、速やかに医療人育成課学生支援係に届け出て指示を受けること。
- ⑤ その他、担当係員の指示に従うこと。

7. 教員名簿

医 学 部 長		盛 武 浩
医学部附属病院長		賀 本 敏 行
医学部副学部長	(教務担当)	渡 邊 望
〃	(評価担当)	澤 口 朗
〃	(研究担当)	武 谷 立
〃	(入試担当)	小 松 弘 幸

医学科

基礎系医学講座

講座名	分野名	教 授	准教授	講 師
解 剖 学	組 織 細 胞 化 学	菱 川 善 隆		
	超 微 形 態 科 学	澤 口 朗	高 橋 伸 育	
	医 学 生 物 学		上 地 珠 代	
機 能 制 御 学	統 合 生 理 学	高 宮 考 悟	若 園 佳 彦	
	循環動態生理学分野	渡 邊 望	中 島 融 一	
	血管動態生化学分野	西 山 功 一		
	機 能 生 化 学	西 頭 英 起	高 見 恭 成	
	薬 理 学	武 谷 立		
	生 命 分 子 科 学	徐 岩	實 吉 尚 郎	
	蛋 白 質 機 能 学	和 田 啓		
病 理 学	構造機能病態学	山 下 篤		
	腫瘍形態病態学	佐藤 勇一郎		
感 染 症 学	微 生 物 学	新 竜 一 郎	今 村 守 一	
	寄 生 虫 学	丸 山 治 彦	長 安 英 治	
	免 疫 学	佐 藤 克 明	宇 都 倫 史	
社 会 医 学	公 衆 衛 生 学			日野浦 拓之
	法 医 学	湯 川 修 弘	柿 崎 英 二	
	生命・医療倫理学	板 井 孝一郎		
	研究の倫理と政策学			清 水 右 郷
	データマネジメント	中 井 陸 運		
	英 語	横 山 彰 三	南 部 みゆき	ALAN SIMPSON

臨床系医学講座

講座名	分野名	教 授	准教授	講 師
内 科 学	循 環 器 ・ 腎 臓 内 科 学	海 北 幸 一	松 浦 祐之介	井手口 武 史
	血液・糖尿病・内分泌内科学	下 田 和 哉	山 口 秀 樹	上 野 浩 晶
	呼吸器・膠原病・感染症・脳神経内科学	宮 崎 泰 可	塩 見 一 剛	柳 重 久
			梅 北 邦 彦	
			高 城 一 郎	
	消 化 器 内 科 学	河 上 洋	永 田 賢 治	蓮 池 悟 山 本 章二朗
外 科 学	肝 胆 脾 外 科	七 島 篤 志	今 村 直 哉	
	消化管・内分泌・小児外科			河 野 文 彰 山 田 和之介
	心 臓 血 管 外 科	古 川 貢 之		石 井 廣 人
	呼 吸 器 ・ 乳 腺 外 科		前 田 亮	富 永 洋 平
	形 成 外 科		伊 東 大	
臨床神経科学	精 神 医 学	平 野 羊 嗣		船 橋 英 樹
	脳 神 経 外 科 学	沖 田 典 子		大 田 元 渡 邊 孝
発達泌尿生殖医学	小 児 科 学	盛 武 浩	此 元 隆 雄	
	泌 尿 器 科 学	賀 本 敏 行	澤 田 篤 郎	
	産 婦 人 科 学	桂 木 真 司		土 井 宏太郎
		児 玉 由 紀		平 田 徹
感覚運動医学	整 形 外 科 学	亀 井 直 輔	田 島 卓 也	
	皮 膚 科 学			持 田 耕 介 西 川 陽太郎
	眼 科 学	池 田 康 博	中 馬 秀 樹	
	耳 鼻 咽 喉 ・ 頭 頸 部 外 科 学	高 橋 邦 行		中 村 雄
	顎 顔 面 口 腔 外 科 学	山 下 善 弘		永 田 順 子 金 氏 毅
病態解析医学	放 射 線 医 学	東 美菜子		古小路 英 二 中 田 博
	麻 醉 生 体 管 理 学	恒 吉 勇 男		指 宿 昌一郎
	救 急 ・ 災 害 医 学	落 合 秀 信		
総合診療科学				

所 属		教 授	准教授	講 師
医 療 人 育 成 推 進 セ ン タ ー		小 松 弘 幸		安 倍 弘 生
地 域 医 療 ・ 総 合 診 療 医 学 （ 寄 附 講 座 ）		伊 東 芳 郎 (特別教授)		早 川 学
血 液 ・ 血 管 先 端 医 療 学 （ 寄 附 講 座 ）		鶴 田 敏 博		
宮崎小児地域医療学・次世代育成支援（寄附講座）			兒 玉 祥 彦 (特別准教授)	
医療環境イノベーション講座Collaboration Labo. M&N (共同研究講座)		藤 元 昭 一 (特別教授)		稲 垣 浩 子 (特別講師)
地 域 包 括 ケ ア 学 講 座 （ 寄 附 講 座 ）		桐ヶ谷 大 淳 (特別教授)		
災 害 医 療 ・ 救 急 医 療 支 援 講 座 （ 寄 附 講 座 ）			遠 藤 穰 治 (特別准教授)	
フロンティア科学 総合研究センター	生命科学研究支援部門生命機能解析分野清武分室	伊 達 紫	秋 枝 さやか	
	生命科学研究支援部門生物資源分野清武分室	越 本 知 大	篠 原 明 男	
	生命科学研究支援部門R I 分野清武分室		塩 田 拓 也	

看護学科

講 座 名	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手
生活・基盤看護科学	大 川 百合子	新 田 汐 里	蒲 原 真 澄	畠 山 芳 彰	
	澤 田 浩 武	吉 永 砂 織		久 保 江 里	
	吉 永 尚 紀			田 邊 綾 子	
	板 谷 智 也			山 口 史 剛	
子育て世代・子ども健康看護科学	野間口 千香穂	土 屋 さやか	谷 口 光 代	狩 集 綾 子	川 畑 沙央理
	金 子 政 時				梶 田 望 美
	関 屋 伸 子				
統合臨床看護科学	柳 田 俊 彦	伊豆倉 理江子	内 田 倫 子	高 間 有 紀	矢 野 裕佳子
	木 下 由美子			甲 斐 友 梨	
	田 上 博 喜				

中央診療施設等

所属	部長・センター長
検 査 部	部長 梅 北 邦 彦
手 術 部	部長 恒 吉 勇 男
放 射 線 部	部長 東 美 菜 子
材 料 部	部長 古 川 貢 之
輸血・細胞治療部	部長 久富木 庸子
救命救急センター	センター長 落 合 秀 信
集 中 治 療 部	部長 恒 吉 勇 男
総合周産期母子医療センター	センター長 児 玉 由 紀
病 理 部	部長 盛 口 清 香
光学医療診療部・消化器病センター	センター長 河 上 洋
リハビリテーション部	部長 荒 川 英 樹
血液浄化療法部	部長 菊 池 正 雄
患者支援センター	センター長 東 美 菜 子
医療安全管理部	部長 綾 部 貴 典
卒後臨床研修センター	センター長 小 松 弘 幸
ME機器センター	センター長 谷 口 正 彦
遺伝子カウンセリング部	部長 土井宏太郎
がんセンター	センター長 細 川 歩
栄 養 管 理 部	部長 七 島 篤 志
肝疾患センター	センター長 永 田 賢 治
感 染 制 御 部	部長 高 城 一 郎
地域総合医育成センター	センター長 伊 東 芳 郎
臨 床 倫 理 部	部長 板井 孝一郎
難 聴 支 援 セ ン タ ー	センター長 高 橋 邦 行
口唇口蓋裂・口腔育成センター	センター長 永 田 順 子
臨床研究支援センター	センター長 宮 崎 泰 可
コミュニティ・メディカルセンター	センター長 渡 邊 信 二
ハ ー ト セ ン タ ー	センター長 古 川 貢 之
I V R セ ン タ ー	センター長 榮 建 文
周術期口腔ケアセンター	センター長 金 氏 毅
高 難 度 新 規 医 療 技 術 管 理 部	部長 恒 吉 勇 男
未承認新規医薬品等管理	部長 池 田 龍 二
難 病 ・ ア レ ル ギ ー セ ン タ ー	センター長 宮 崎 泰 可
診 療 情 報 管 理 部	部長 海 北 幸 一
生 殖 医 療 セ ン タ ー	センター長 桂 木 真 司
看護師特定行為研修センター	センター長 賀 本 敏 行
臨床研究監査部	部長 柳 田 俊 彦
薬 剤 部	部長 池 田 龍 二
看 護 部	部長 福 満 美 和

8. 医学部関係諸規程

○宮崎大学医学部規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成16年6月9日 平成16年10月13日
平成17年12月14日 平成18年3月20日
(平成19年1月17日)(平成19年3月5日)
平成19年3月20日 平成19年12月12日
平成20年3月5日 平成20年10月1日
平成20年11月5日 平成21年3月17日
平成22年1月13日 平成23年2月7日
平成23年7月6日 平成23年12月7日
平成26年1月8日 平成26年2月7日
平成26年3月20日 平成26年7月2日
平成26年7月22日 平成27年9月2日
令和元年6月5日 令和3年3月3日
令和4年9月20日 令和6年2月13日
令和7年2月5日

(趣旨)

第1条 宮崎大学医学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、国立大学法人宮崎大学基本規則（平成16年4月1日制定。以下「基本規則」という。）及び宮崎大学学務規則並びにその他の諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、地域における医学・医療の中心的な役割を果たすと同時に、進歩した医学・看護学を修得せしめ、人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師、医学者、看護職者及び看護学研究者を育成し、国内外の医学及び看護学の水準向上と社会福祉に貢献することを目的とする。

(副学部長)

第2条 本学部は、基本規則第28条第1項に定める副学部長のほかに、同条第2項に基づく副学部長として、副学部長（入試担当）を置く。

(学部の教育研究施設等)

第3条 本学部は、医療人育成推進センター及び国際交流室を置く。

(教育課程)

第4条 医学科専門科目の授業科目の名称、単位数及び履修年次等については、別に定める。

2 看護学科専門科目の授業科目の名称、種類、単位数及び履修年次等については、別に定める。

3 教養教育科目の教育課程については、宮崎大学教養教育科目履修規程の定めるところによる。

(履修方法)

第5条 医学部の授業科目の履修方法等については、別に定める。

2 教養教育科目の履修方法等については、学び・学生支援機構の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第6条 学務規則第23条第1項の規定に基づく本学部の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(関連教育病院)

第7条 本学部は、学生に対する臨床教育を行うために、国公立又は法人の設立する病院との協議に基づいて、当該病院において、学生に特定の授業科目を履修させることができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 規則附則第2項の規定に基づき、平成16年3月31日に旧宮崎医科大学に在学する者（以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に再入学等する者については、この規程の規定にかかわらず、旧宮崎医科大学の規程等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成16年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月14日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部に置く副学部長に関する申合せ（平成17年9月14日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第5及び別表第6は、平成21年度以降に入学した者から適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4は、平成22年度以降に入学した者から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第5及び別表第6は、平成24年度以降に入学した者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4は、平成24年度以降に入学した者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成26年度以降に入学した者から適用し、宮崎大学医学部規程の一部を改正する規程（平成26年1月8日制定）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年7月2日から施行し、平成26年4月1日より適用する。
- 2 改正後の別表第5は、平成27年度以降に入学した者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月13日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

○宮崎大学医学部履修細則

〔 平成 16 年 4 月 1 日
制 定 〕

改正	平成 16 年 7 月 14 日	平成 16 年 3 月 21 日
	平成 17 年 12 月 14 日	平成 18 年 3 月 3 日
	平成 19 年 3 月 20 日	平成 21 年 3 月 17 日
	平成 22 年 3 月 21 日	平成 22 年 9 月 30 日
	平成 23 年 7 月 6 日	平成 23 年 12 月 7 日
	平成 26 年 3 月 5 日	平成 27 年 1 月 14 日
	平成 27 年 3 月 20 日	平成 28 年 2 月 5 日
	平成 28 年 10 月 5 日	平成 30 年 3 月 7 日
	平成 31 年 3 月 6 日	令和 2 年 1 月 8 日
	令和 2 年 2 月 5 日	令和 2 年 11 月 4 日
	令和 3 年 3 月 3 日	令和 3 年 4 月 7 日
	令和 4 年 3 月 2 日	令和 5 年 5 月 10 日
	令和 6 年 2 月 13 日	令和 7 年 2 月 5 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、宮崎大学医学部規程（以下「医学部規程」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、医学部が開講する科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(単位修得及び履修の認定)

第 2 条 授業科目の単位修得及び履修の認定は、試験、レポート等（以下「試験等」という。）に基づき、科目担当教員が行うものとする。

(受験資格)

第 3 条 学生は、各授業科目の講義・実験・実習及び実技のそれぞれの時間数の 3 分の 2 以上出席しなければ、原則として試験等の成績評価を受ける資格を認められない。

(特別欠席の取扱)

第 4 条 次の理由により欠席する者は、所定の特別欠席許可願を医学部医療人育成課に提出し、欠席する授業の担当教員に特別欠席を願い出ることができる。原則として、授業担当教員は欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

(1) 忌引

父母及び配偶者にあつては、7 日、子にあつては 5 日、祖父母及び兄弟姉妹にあつては 3 日とする。

(2) 天災

大学が必要と認める日・時間

(3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。

医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4 週間以上の長期にわたる場合を除く。

(4) その他やむを得ない事情で教務委員会が認めたとき。

ただし、事前に特別欠席許可願の提出が可能なものについて、事前提出がなされなかった場合は特別欠席と認めないこととする。

(試験の種類)

第 5 条 試験は定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、原則として学期末に行う。

3 前項に定める試験のほか、担当教員は、学修成果の評価を随時行うことができる。

(追試験)

第 6 条 定期試験の成績評価を受ける資格を有する者が、正当な理由により当該試験等を受けることができなかったときは、科目担当教員の承認を得て追試験を受けることができる。

(再試験)

第 7 条 定期試験又は追試験を受験し、不合格となった者は、科目担当教員の承認を得て再試験を受けることができる。

2 再試験の成績評価は、60点を上限とする。

(成績の評価)

第8条 成績の評価は、試験等の総合した評点又は評語をもって表し、可否の認定は、次の基準どおりとする。

評 点	成績評価基準	評 語	認 定
100点～90点	到達目標を特に優秀な水準で達成している	秀	合格
89点～80点	到達目標を優秀な水準で達成している	優	合格
79点～70点	到達目標を良好に達成している	良	合格
69点～60点	到達目標の必要最低限は達成している	可	合格
59点～0点	到達目標の必要最低限を達成していない	不可	不合格

(成績評価に対する異議申立て)

第9条 学生は、成績評価に異議がある場合は、医学部医療人育成課を通じて医学部副学部長（教務担当）に異議を申し立てることができる。異議申し立てに関し必要な事項は、別に定める。

(不正行為)

第10条 不正行為をした者は、学務規則により懲戒処分を受ける。

(進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱い)

第11条 医学科生の進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱いは、別表第1のとおりとする。

- 2 看護学科生の進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱いは、別表第2のとおりとする。
- 3 原級した学生は、不合格科目の再履修に支障がないことを条件に、教務委員会及び聴講を希望する科目の担当教員が認める場合、既履修科目並びに次学年の未履修科目を聴講することができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年7月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年12月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成22年度以降に入学した者から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 は、平成 24 年度以降に入学した者から適用し、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成 23 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 は、平成 26 年度以降に入学した者から適用し、平成 25 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 は、平成 26 年度以降に入学した者から適用し、平成 25 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 は、平成 27 年度以降に入学した者から適用し、平成 26 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 は、平成 28 年度は 1 年次から 3 年次に在籍する学生に適用し、4 年次から 6 年次の学生は従前の例による。平成 29 年度は 1 年次から 4 年次に在籍する学生に適用し、5 年次から 6 年次に在籍する学生は、従前の例による。平成 30 年度は 1 年次から 5 年次に在籍する学生に適用し、6 年次に在籍する学生は、従前の例による。平成 31 年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

附 則

この細則は、平成 28 年 10 月 5 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 は、平成 30 年度は 1 年次から 5 年次に在籍する学生に適用し、6 年次に在籍する学生は、従前の例による。平成 31 年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 は、平成 31 年度に 1 年次に在籍する学生から適用する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の備考 3 の規定は、令和 2 年度以降に入学した者から適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和 2 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の別表第1は、令和3年度は令和3年度に入学した者に適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。令和4年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の備考2の規定は、令和3年度は令和3年度に入学した者に適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。令和4年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び同表備考は、令和4年度以降に入学した者から適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和5年5月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第1は、令和5年度以降に在籍する全ての学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和6年2月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び同表備考は、令和6年度以降に入学した者から適用し、令和5年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

医学科生の進級・卒業認定基準

学年	進級・卒業要件	在学期間
1年	(1) 教養教育科目教育課程表に定められた1年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。 (2) 医学科専門科目教育課程表に定められた1年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。 ※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。	4年間
2年	(1) 教養教育科目教育課程表に定められた2年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。 (2) 医学科専門科目教育課程表に定められた2年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。 ※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。 ● 1、2年次の在学期間は4年間であり、期間を過ぎても3年次に進級できない場合は、除籍の対象となる。	
3年	(1) 教養教育科目教育課程表に定められた1年次、2年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。 (2) 医学科専門科目（基盤形成科目）教育課程表に定められた3年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。ただし、研究室配属及び公衆衛生学実習は除く。 ※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。	8年間
4年 臨床 実習 生 資格 認定	(1) 医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2-1に定められた4年次までに修得すべき所定の科目、研究室配属及び公衆衛生学実習の単位修得に必要な要件を満たすこと。 (2) 当該年度に実施される共用試験（CBT・Pre-CC OSCE）の全てに合格すること。 ※ 第1号に規定する科目の単位修得は、第2号の要件を満たすことにより認められる。 ※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2-1に定められた全ての科目を3年次後期から再履修し、共用試験（CBT・Pre-CC OSCE）の全てに合格するものとする。 ※ 第1号及び第2号の要件を満たした者には臨床実習生（医学）の資格が与えられ、クリニカル・クラークシップⅠに進むことができる。	
5年 CC 進級 判定	(1) 医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2-2に定められたクリニカル・クラークシップⅠを履修し、単位修得に必要な要件を満たした上で、クリニカル・クラークシップⅠ到達度試験に合格すること。 ※ クリニカル・クラークシップⅠ到達度試験の合格によりクリニカル・クラークシップⅠの単位修得が認められる。 ※ 第1号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、クリニカル・クラークシップⅠをすべて再履修し、クリニカル・クラークシップⅠ到達度試験に合格するものとする。	
6年	(1) 医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2-2に定められたクリニカル・クラークシップⅡを履修し、単位修得に必要な要件を満たした上で、Post-CC OSCEに合格すること。 ※ Post-CC OSCEの合格によりクリニカル・クラークシップⅡの単位修得が認められる。 ※ 第1号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、クリニカル・クラークシップⅡをすべて再履修し、Post-CC OSCEに合格するものとする。	

※在学期間は通算して12年間である。

※休学期間は在学期間に算入しない

別表第2（第11条関係）
看護学科生の進級・卒業認定基準

学年	進級・卒業判定基準
1年	教養教育科目及び看護学科専門科目教育課程表に定められた1年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。
2年	教養教育科目及び看護学科専門科目教育課程表に定められた2年次終了までに修得すべき所定の科目の単位を修得すること。
3年	看護学科専門科目教育課程表に定められた3年次前期終了までに修得すべき所定の科目の単位を修得すること。
4年	看護学科専門科目教育課程表に定められた卒業までに修得すべき所定の科目の単位を修得すること。

備 考

1. 各学年の進級及び卒業要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を修得するものとする。
2. 不合格科目の取扱い
 - (1) 卒業の認定に必要な教養教育科目の不合格科目はすべて再履修とする。
 - (2) 専門基礎科目及び専門科目の選択科目に関しては、不合格科目を再履修するか、他の科目を履修するか、いずれかを選択する。
3. 臨地実習履修基準
 - (1) ひむか看護実習の履修基準は以下のとおりとする。
 - ①ひむか看護実習Ⅰは、ひむか看護論を修得見込みの者であること。
 - ②ひむか看護実習Ⅱは、基礎看護学実習Ⅱを修得した者であること。
 - (2) 基礎看護学実習の履修基準は以下のとおりとする。
 - ①基礎看護学実習Ⅰは、看護学原論、基礎看護技術Ⅰ、ひむか看護実習Ⅰを修得見込みの者であること。
 - ②基礎看護学実習Ⅱは、基礎看護学実習Ⅰ、看護理論、基礎看護技術Ⅱ・Ⅲを修得し、かつ看護過程を修得見込みの者であること。
 - (3) 各専門領域看護学実習の履修基準は、①から⑦に指定したそれぞれの専門科目を修得した者とする。
 - ①成人・老年看護学実習Ⅰは、成人看護援助論Ⅳ、成人看護援助論Ⅴを修得した者であること。
 - ②成人・老年看護学実習Ⅱは、成人・老年看護学実習Ⅰを修得見込みの者であること。
 - ③成人・老年看護学実習Ⅲは、老年看護援助論Ⅱを修得した者であること。
 - ④精神看護学実習は、精神看護援助論Ⅱを修得した者であること。
 - ⑤母性看護学実習は、母性看護援助論Ⅱを修得した者であること。
 - ⑥小児看護学実習は、小児看護援助論Ⅲを修得した者であること。
 - ⑦在宅ケア実習は、在宅看護援助論を修得した者であること。
 - (4) 総合実習は、専門領域の臨地実習をすべて修得した者であること。

○宮崎大学医学部既修得単位認定要項

〔 平成 16 年 4 月 1 日
制 定 〕

改正 平成 26 年 3 月 20 日 令和 3 年 3 月 3 日
令和 4 年 10 月 1 日 令和 6 年 2 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、宮崎大学学務規則第 22 条及び宮崎大学既修得単位認定規程に定めるもののほか、宮崎大学医学部における既修得単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の申請)

第 2 条 単位認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、既修得単位認定申請書に成績証明書等を添えて、入学した年度の 4 月 1 日までに、医学部長（以下「学部長」という。）に申請しなければならない。

(認定の条件)

第 3 条 医学部生の単位認定は、教養教育科目に相当するものを対象とし、30 単位を超えないものとする。

(単位認定審査の付託)

第 4 条 学部長は、申請者から単位認定の申請を受理したときは、宮崎大学教育委員会（以下「委員会」という。）にその審査を付託するものとする。

(単位の認定)

第 5 条 学部長は、委員会の審査結果に基づき、教務委員会及び教授会の議を経て、単位認定を行うものとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 2 月 13 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

○宮崎大学医学部臨床実習学生の派遣及び受入れ規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成26年1月8日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 宮崎大学医学部（以下「本学部」という。）のクリニカル・クラークシップⅠ及びクリニカル・クラークシップⅡ（以下「臨床実習」という。）に係る学生の派遣及び受入れに関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 派遣臨床実習学生 本学部の医学科生で、学外施設（他の大学及び外国の大学の附属病院を含む。以下「学外施設等」という。）において、臨床実習を許可された者をいう。
- (2) 受入臨床実習学生 他の大学又は外国の大学（以下「他大学等」という。）の医学科生で、本学部附属病院において、臨床実習を許可された者をいう。

(学外施設等との協議事項)

第3条 派遣臨床実習学生の派遣及び受入臨床実習学生の受入れにあたっては、あらかじめ医学部長（以下「学部長」という。）と学外施設等の長との間で、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 希望する実習の内容
- (2) 派遣先又は受入先実習責任者
- (3) 派遣又は受入れ学生数
- (4) 履修（単位）の認定
- (5) 実習の期間
- (6) 授業料、謝金等
- (7) その他必要な事項

第2章 派遣臨床実習学生

(派遣希望願出)

第4条 派遣臨床実習学生として、学外施設等で臨床実習を希望する者は、臨床実習派遣願（別紙様式1）を実習開始の1月前までに学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目担当教員が受け持つ臨床実習の一環として学外施設等に派遣される場合は、この限りではない。

(保険への加入)

第5条 派遣臨床実習学生として、学外施設等で臨床実習を履修しようとする者は、次の表の保険に加入していなければならない。

臨床実習の種類	保険の種類
クリニカル・クラークシップⅠ	学生教育研究災害傷害保険、
クリニカル・クラークシップⅡ	学研災付帯学生生活総合保険

(審査の委任)

第6条 学部長は、派遣又は受け入れの願い出があった時は、その審査を副学部長（教務担当）に委任するものとする。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣臨床実習学生は、臨床実習が終了したときは、次の表の書類を学部長に提出しなければならない。

臨床実習の種類	報告書等
クリニカル・クラークシップⅠ	クリニカル・クラークシップⅠ報告書
クリニカル・クラークシップⅡ	クリニカル・クラークシップⅡ自己評価表

(派遣学生の取消し)

第8条 学部長は、派遣臨床実習学生が次に掲げる各号の一に該当する場合は、当該学外施設等の長と協議のうえ、実習の許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該学外施設等の規則等に違反する行為があると認められるとき。
- (3) 派遣臨床実習学生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第3章 受入臨床実習学生

(出願手続)

第9条 受入臨床実習学生として、本学部附属病院で臨床実習の履修を希望する者は、所属する他大学等の長を通じて、臨床実習学生受入願(別紙様式2)に次の書類を添付し、臨床実習開始の1月前までに、学部長に提出しなければならない。

- (1) 当該他大学等の長の推薦書
- (2) 第5条に定める保険に加入していることを証するもの。
- (3) その他本学が必要と認めるもの。

(審査結果の通知)

第10条 審査結果は、学部長が当該他大学等の長へ通知するものとする。

(履修証明書等)

第11条 学部長は、受入臨床実習学生が当該臨床実習を修了したときは、履修証明書等を交付するものとする。

(準用)

第12条 第10条の規定は、受入臨床実習学生に準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

○宮崎大学医学部における「勝木司馬之助賞」の選考と表彰に関する申合せ

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年5月10日 平成22年2月8日
平成26年1月8日 平成26年11月5日
平成27年1月14日 令和4年3月2日

この申合せは、宮崎大学医学部医学科における勝木司馬之助賞の選考及びこれに該当する学生の表彰について申し合わせるものとする。

(趣旨)

- 1 年度毎の卒業時において、在学中の学業成績が最も優秀であり、模範となる学生に勝木司馬之助賞を与え、その栄誉を表彰する。

(選考)

- 2 勝木司馬之助賞の選考は教授会が行う。
- 3 卒業判定時における専門科目のGPA (Grade Point Average:成績評価指数) が最上位の者を選出する。なお、同点の者が複数名存在する場合には、クリニカル・クラークシップⅠ及びクリニカル・クラークシップⅡのGPAが最上位の者を選出する。

(表彰)

- 4 表彰は、医学部長が別紙様式による表彰状を授与することにより行う。
- 5 表彰された学生は、その旨を学籍簿に記載する。

(雑則)

- 6 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、医学部長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成18年5月10日から実施する。

附 則

この申合せは、平成22年2月8日から実施する。

附 則

- 1 この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

- 1 改正後は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この申合せは、平成26年11月5日から実施する。

附 則

この申合せは、平成27年1月14日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年3月2日から実施する。

○宮崎大学医学部における「高木兼寛賞」の選考と表彰に関する申合せ

平成27年 1月14日
制 定

この申合せは、宮崎大学医学部看護学科における高木兼寛賞の選考及びこれに該当する学生の表彰について申し合わせるものとする。

(趣旨)

- 1 年度毎の卒業時において、在学中の学業成績が最も優秀であり、模範となる学生に高木兼寛賞を与え、その栄誉を表彰する。

(選考)

- 2 高木兼寛賞の選考は教授会が行う。
- 3 本学における履修単位数が卒業要件単位の8割を超える者を対象にし、卒業判定時における教養教育科目、専門基礎科目及び専門科目のうち必修科目のG P A (Grade Point Average: 成績評価指標)が最上位の者を選出する。なお、同点の者が複数名存在する場合には、臨地実習のG P Aが最上位の者を選出する。

(表彰)

- 4 表彰は、医学部長が別紙様式による表彰状を授与することにより行う。
- 5 表彰された学生は、その旨を学籍簿に記載する。

(雑則)

- 6 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、医学部長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成27年 1月14日から実施する。

○宮崎大学医学部専門科目の成績評価に対する異議申立てに関する申合せ

〔 令和3年2月3日
教授会 決定 〕

改正 令和3年5月12日

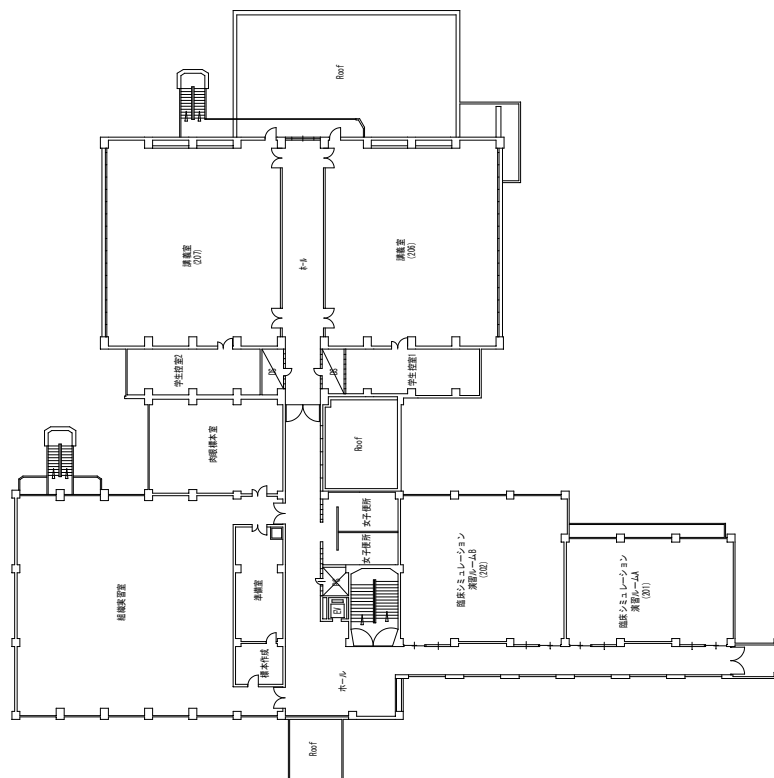
- 1 この申合せは、宮崎大学医学部履修細則第9条の規定に基づき、医学部専門科目の成績評価（試験結果を含む。以下同じ。）に対する異議申立て（以下「異議申立て」という。）に関して、必要な事項を定める。
- 2 学生は、成績評価について、次の各号の一に該当する場合、医学部医療人育成課を通じて医学部副学部長（教務担当）に異議を申し立てることができる。
 - 一 成績評価の誤記入等、担当教員の誤りであると思われる場合
 - 二 シラバス又は担当教員の説明等を通じて周知されている評価方法から逸脱して評価されたと思われる場合
 - 三 その他異議申立てを行う合理的又は客観的な根拠がある場合
- 3 異議申立ては、原則として成績評価を受けた本人に限り行うことができる。家族や友人等による申立ては受け付けない。
- 4 異議申立ては、医学部専門科目の成績評価に対する異議申立書（別紙1）により、原則として成績評価の通知日から起算して7日以内に提出しなければならない。
- 5 異議申立てを受けた医学部副学部長（教務担当）は適宜、学生及び担当教員から事情を聴取り、その結果を踏まえて医学部教務委員会において協議し、対処するものとする。
- 6 前項において、対処できないと医学部教務委員会が判断したときは、医学部長が対処するものとする。
- 7 医学部副学部長（教務担当）は、申立てをした学生に対して、対処結果を通知するものとする。

附 則

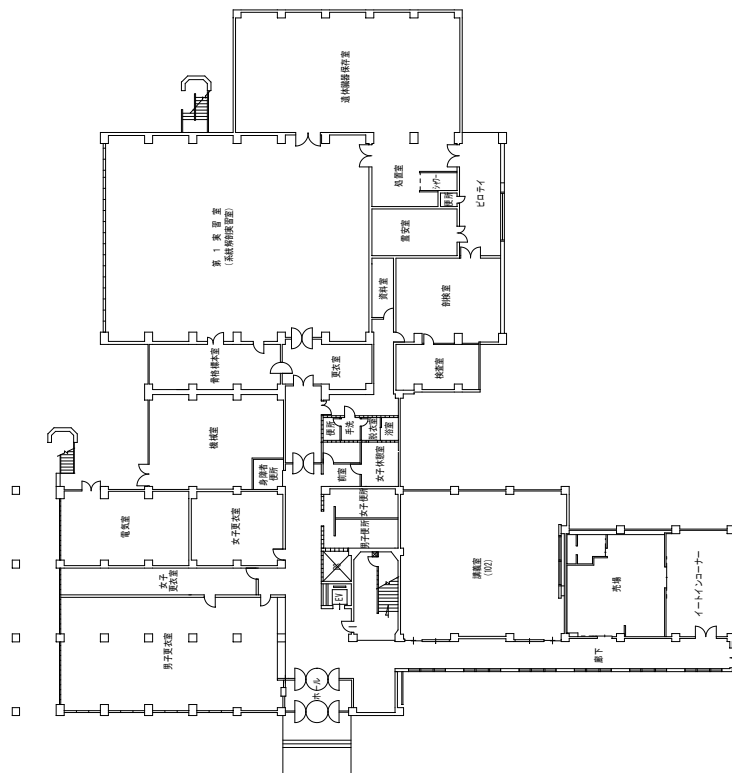
この申合せは、令和3年4月1日から実施する。

附 則

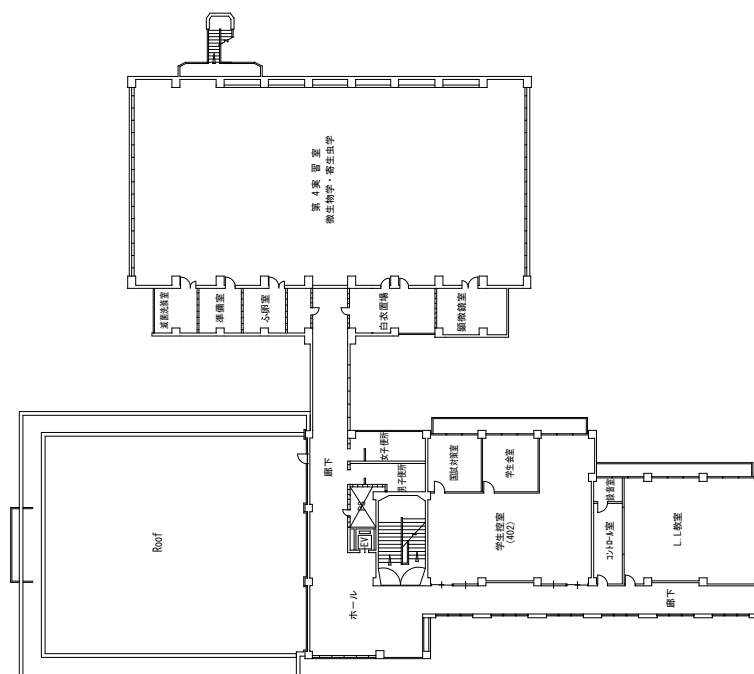
この申合せは、令和3年5月12日から実施する。



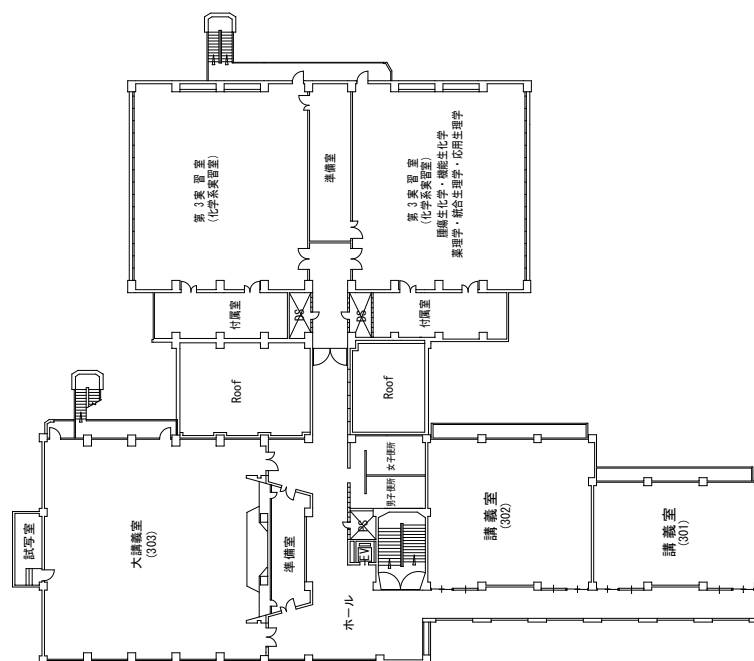
講義実習棟 2 階平面図



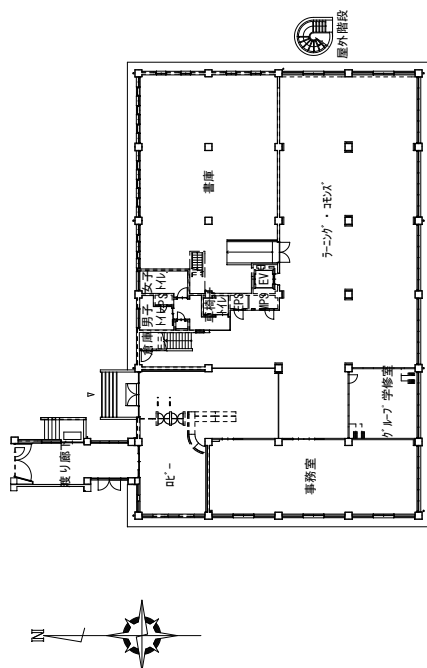
講義実習棟 1 階平面図



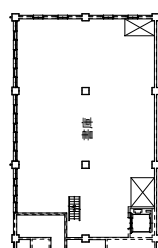
講義実習棟4階平面図



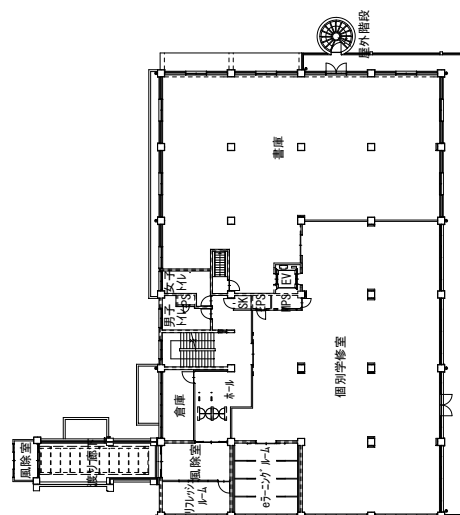
講義実習棟3階平面図



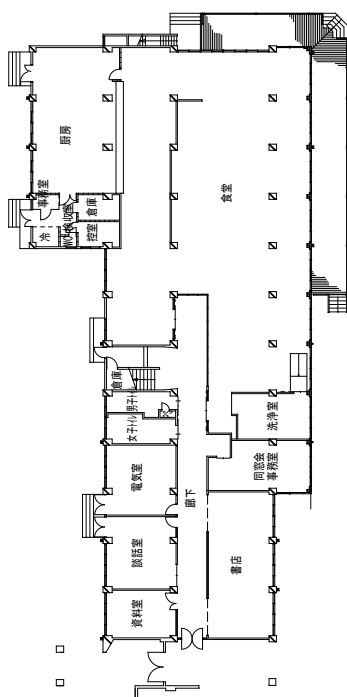
圖書館1階平面圖



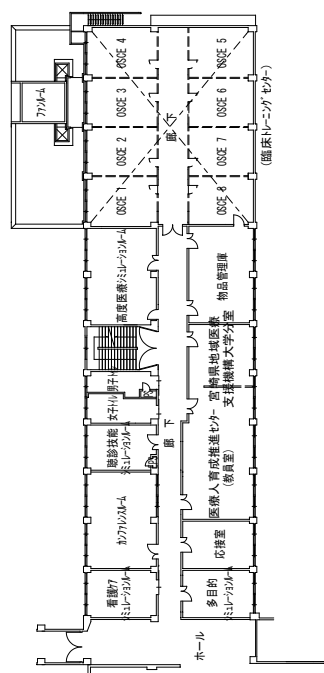
圖書館中2階平面図



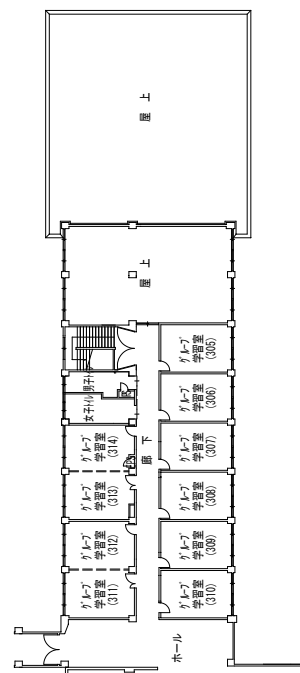
図書館2階平面図



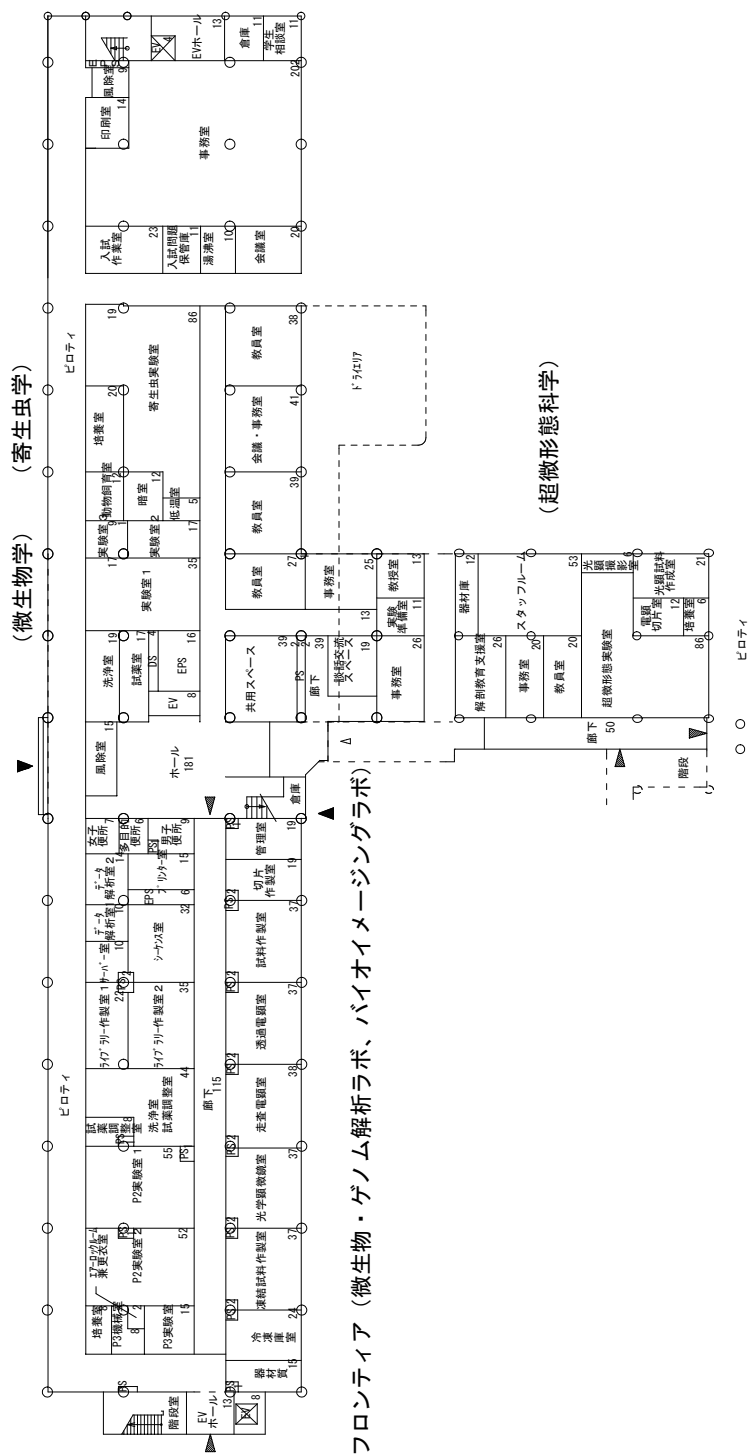
福利施設1階平面図

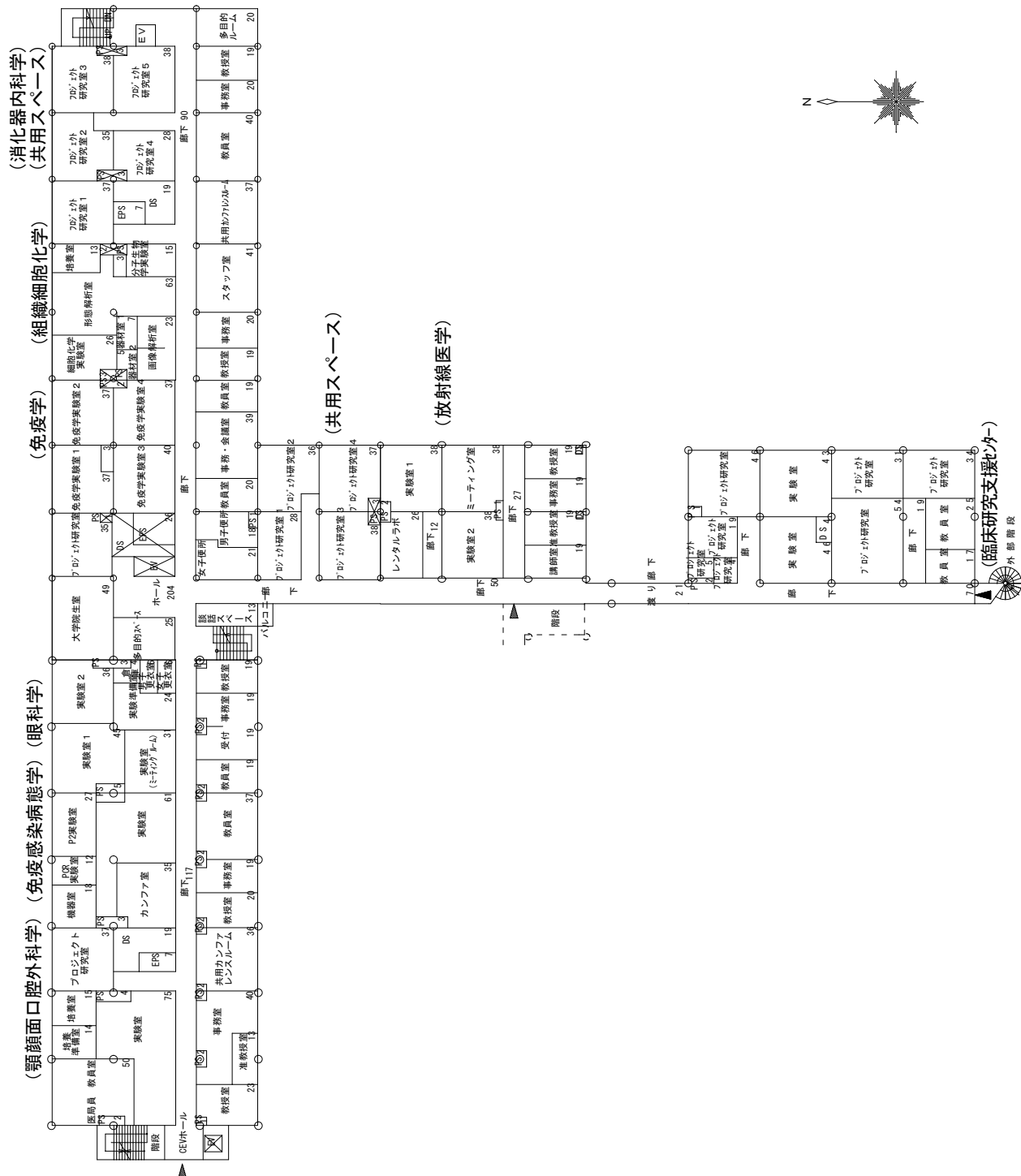


福利施設2階平面図

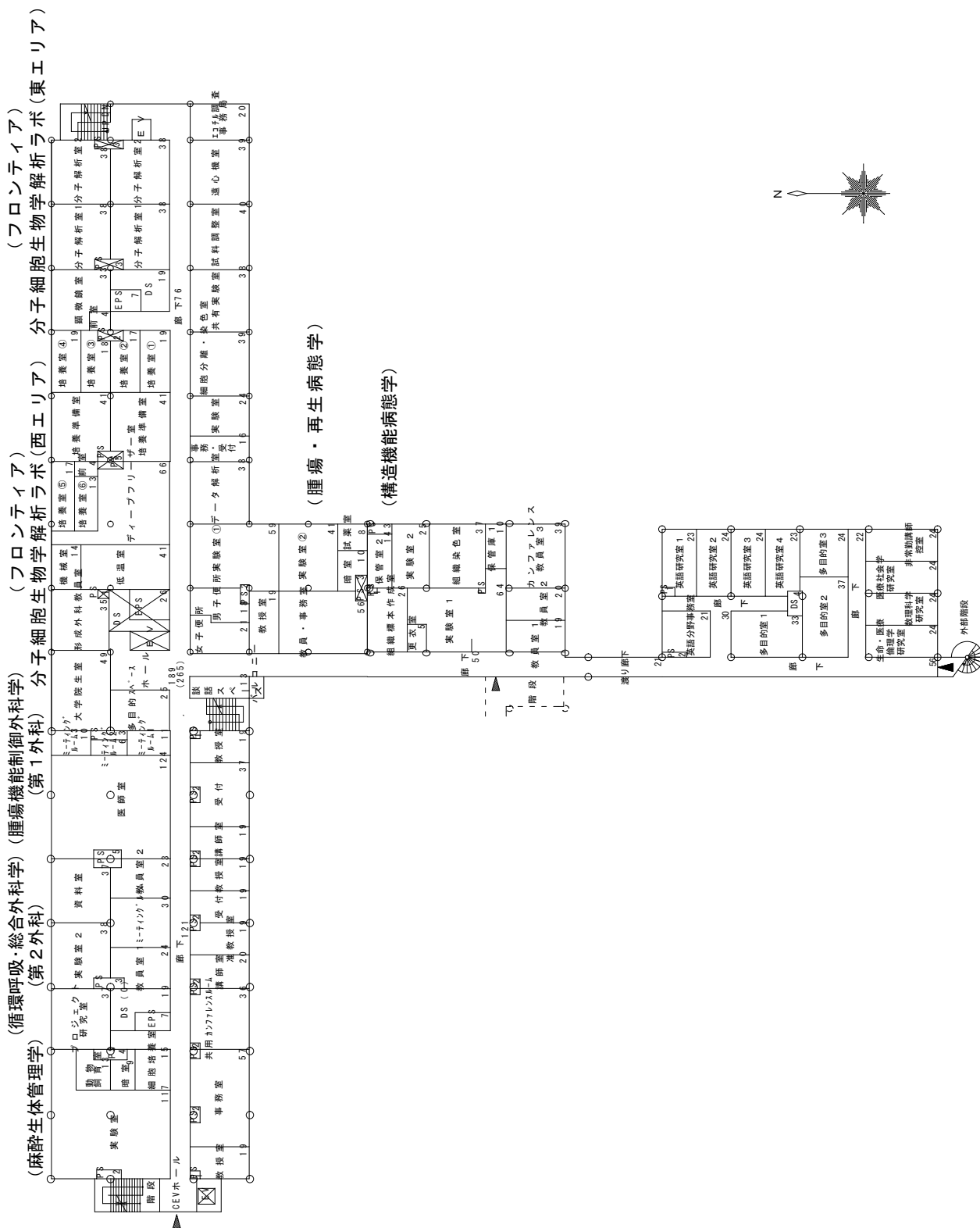


福利施設3階平面図





基礎臨床研究棟・臨床研究棟 2 階平面図



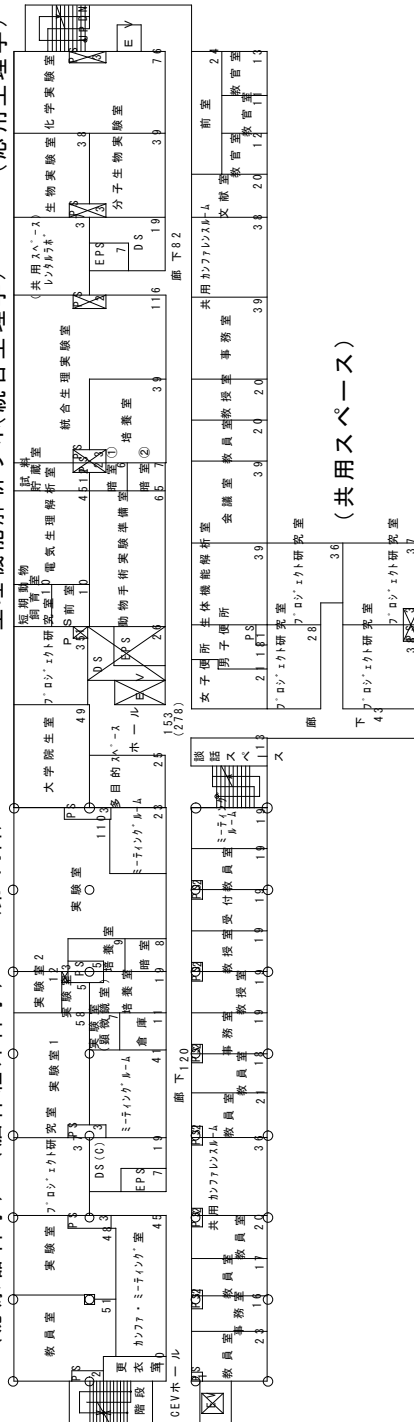
神經呼吸内分泌代謝学

フロンティア

(泌尿器科学) (脳神経外科学) (第3内科)

生理機能解析ラボ(統)生理生化学(学)

(1) 野田氏



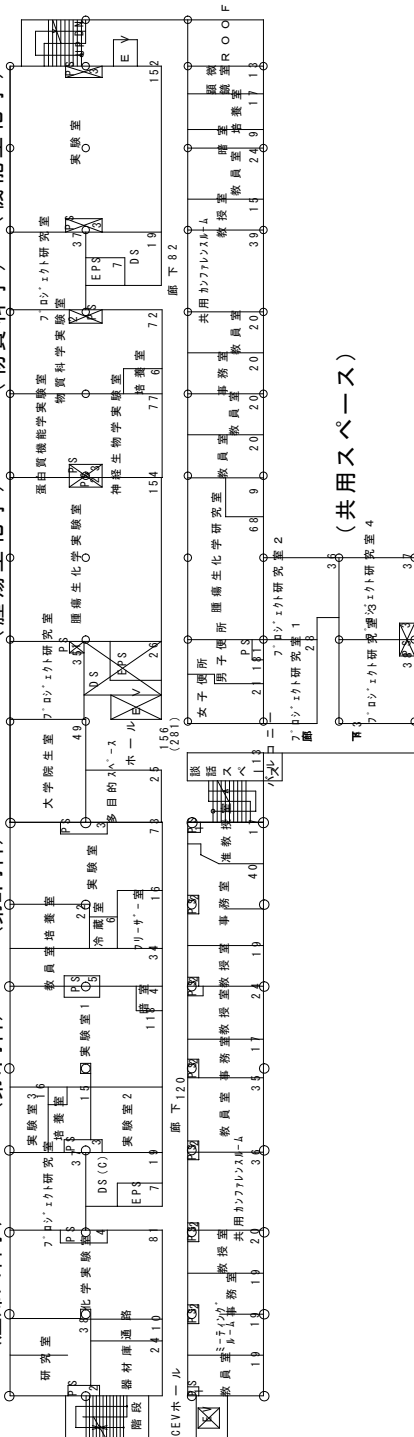
基礎臨床研究棟5階平面図

循環体液制御学 消化器血液学

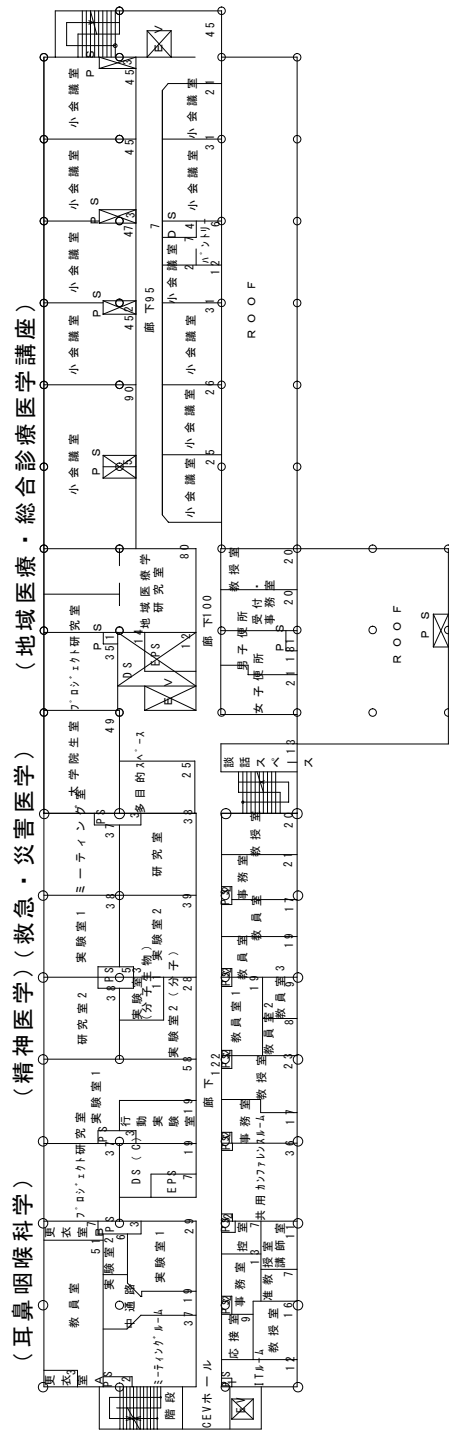
(神經生物學)

(第2内科)

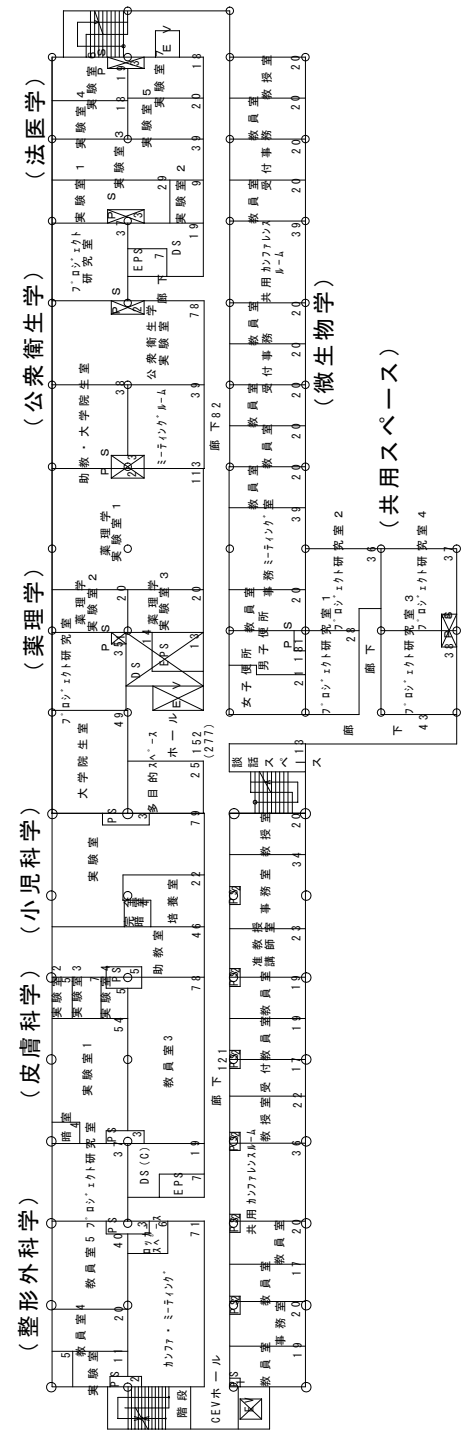
(腫瘍生化学) (物質科学)



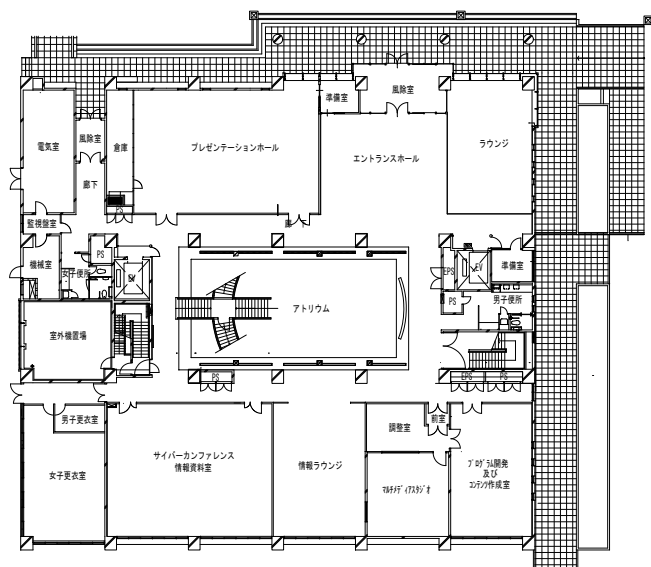
基礎臨床研究棟4階平面図



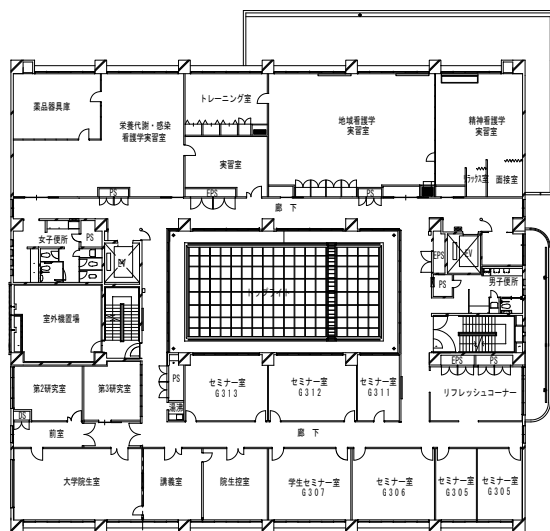
基礎臨床研究棟 7 階平面図



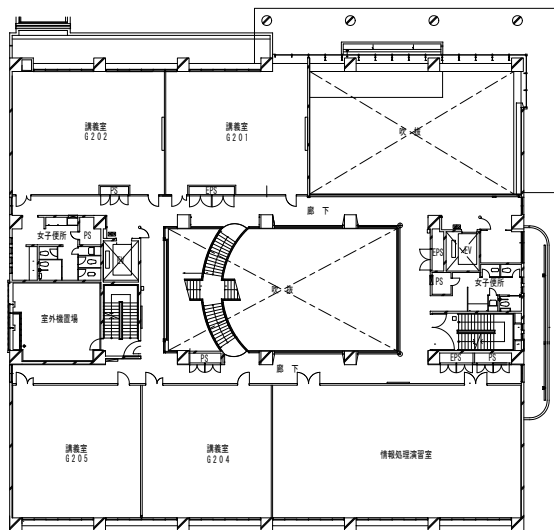
基礎臨床研究棟 6 階平面図



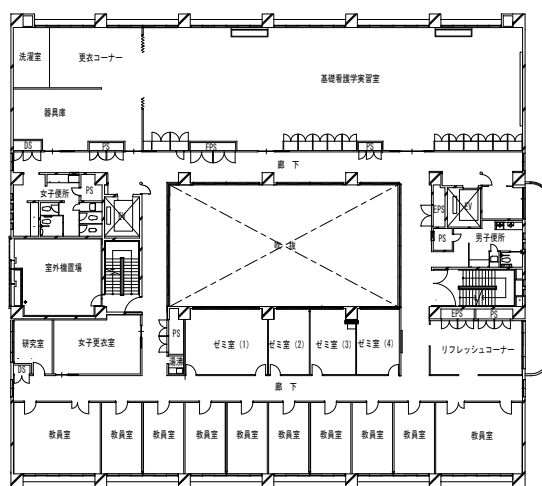
総合教育研究棟 1 階平面図



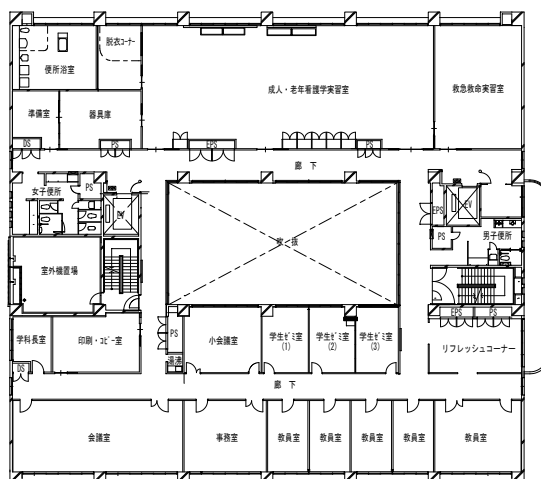
総合教育研究棟 3 階平面図



総合教育研究棟 2 階平面図



総合教育研究棟 4 階平面図



The floor plan illustrates the layout of the first floor, which includes:

- Top Section:** A small room labeled "図書・機能看護学実習室" (Library/Functional Nursing Practice Room) and two larger study areas: "小児看護学実習室" (Pediatric Nursing Practice Room) and "母性看護学実習室" (Maternal Nursing Practice Room).
- Right Side:** Restrooms for men ("男子便所") and women ("女子便所"), a "リフレッシュコーナー" (Refreshment Corner), and a "家庭分館準備室" (Home Branch Preparation Room).
- Central Area:** A large open space with a diagonal dashed line, likely a main circulation area or a large study zone.
- Bottom Section:** A row of rooms including "研究室" (Study Room), "資料・工作室" (Materials/Workshop), and several "学生k's室" (Student k's Rooms) numbered 4 through 8. Below these are staff offices labeled "教員室" (Teacher's Office).

– 148 –